

豊橋浄水場再整備等事業
中期事業計画書(2026-2030)

令和 8 年 2 月

AICHI ウォーター株式会社

目次

1. 事業実施方針.....	4
1.1 本計画書の対象期間.....	4
1.2 事業内容.....	4
1.3 事業の考え方.....	6
1.4 SPC が付保すべき保険.....	7
1.5 遵守すべき関係法令等.....	7
1.6 適用する仕様書等.....	7
2. 統括運營業務.....	9
2.1 統括管理業務.....	9
2.2 企画調整業務.....	11
2.3 総務・経理業務.....	11
2.4 セルフモニタリング業務.....	17
2.5 コストマネジメント業務.....	17
2.6 危機管理業務.....	17
2.7 技術管理業務.....	18
2.8 貴県が行う業務との調整・協力.....	19
2.9 脱炭素推進業務.....	20
2.10 情報公開業務.....	21
2.11 地域貢献・普及啓発業務.....	21
2.12 組織運營業務.....	21
2.13 ガバナンス業務.....	23
3. 豊橋浄水場に関わる業務.....	25
3.1 豊橋浄水場再整備業務.....	25
3.2 豊橋浄水場運転管理業務.....	32
3.3 豊橋浄水場運營業務.....	41
4. 豊橋南部浄水場に関わる業務.....	42
4.1 豊橋南部浄水場運転管理業務.....	42
4.2 豊橋南部浄水場運營業務.....	50
5. 場外管路に関わる業務.....	51
5.1 場外管路維持管理業務.....	51
5.2 場外管路運營業務.....	60
6. 小鷹野浄水場に関わる業務.....	61
6.1 関連施設業務.....	61
7. 任意事業.....	62

7.1 任意提案業務、任意委託業務.....	62
------------------------	----

1. 事業実施方針

1.1 本計画書の対象期間

2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日

1.2 事業内容

- 豊橋浄水場の施設は、供用開始から 50 年以上が経過していることから、主要構造物の老朽化が進行し、耐震化も必要な状況です。
- 本事業では、豊橋浄水場の現敷地内において、浄水場の運用を継続したまま、段階的な施設の撤去・設計・建設による再整備を行った後、再整備後の豊橋浄水場の運営・維持管理等をコンセッション方式で実施します。
- 豊橋南部浄水場等の運転管理・運営についても、再整備期間・運営期間それぞれで実施します。
- 中期事業工程表を次頁に示します。

図表-1.2.1 中期事業工程表

対象施設	業務内容	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	備考
豊橋浄水場	運転管理業務								
"	設計業務								
"	実証実験								
"	更新工事								
	任意事業								
	脱炭素推進事業								協議
	水素 活用事業								
森岡取水場	運転管理業務								
豊橋南部 浄水場	運転管理等								
	任意事業								
	水素 活用事業								
万場調整池 大清水取水場	保守・点検								
場外管路	巡視、維持管理								
関連施設 (小鷹野 浄水場)	共同使用施設の 整備								協議

1.3 事業の考え方

(1) SPC の事業実施方針

- 事業期間の 30 年間はもとより、それ以降も持続可能な水道事業へと再構築する運営モデルとして「AICHI モデル」を策定しました（図表-1.3.1）。
- 水道事業の安全・安心を大前提にしながら、「AICHI モデル」の実践により、再整備期間中においても安定的な水の供給と、持続可能な財務管理の実現、無駄のない効率的な組織体制を実現することで課題に対応します。

図表-1.3.1 「AICHI」モデル

Aqua-infra 安心安全な水基盤
①様々な水質事故、施設事故、自然災害などを考慮した水処理の最適設計 ②先進的な水処理施設である超高速凝集沈澱池の採用により、省スペースで安全安心な水の供給 ③水質計器（UV 計等）の採用、IoT・AI の導入で、きめ細かい水質管理と水質異常の早期検知 ④水処理工程の重要管理点ごとの管理目標値と逸脱時対応措置の設定による迅速かつ確実な対応
Innovation 前例に捉われない先進技術の採用
①統合アセットマネジメント（EAM）と予知保全型メンテナンスの適用による設備の安定化 ②豊橋浄水場と豊橋南部浄水場の設備の高度化による双方向監視制御体制の構築 ③最新IoT・AI 技術（ポンプ性能診断等）を活用した維持管理効率化によるライフサイクルコスト削減 ④維持管理従事者の多能工化（水質管理、運転管理、場外管路巡視）による省人化推進
Crisis management 強靱な基盤と体制の構築
①南海トラフ地震等の大規模災害時を想定したタイムラインの策定と実行 ②災害時における地元企業の迅速なサポート体制と全国規模の強力なバックアップ体制の構築 ③南海トラフ地震に耐えうる強靱な浄水場を構築 ④簡易浄水装置や車載型給水タンク、仮設給水栓の常備による迅速な応急給水 ⑤事業を持続可能とする財務管理の実施、無駄のない効率的な組織体制の構築
Hybrid Energy 水素利活用・カーボンニュートラルへの貢献
①再整備期間から運用を開始する水素利活用 ②日本初！豊橋南部浄水場の工業用水沈澱池におけるマイクロ水力発電の導入 ③ため池ソーラーや小水力発電等、本事業における創エネ、省エネ技術の積極的な取組 ④豊橋浄水場管理棟の『ZEB』化を実現したゼロエミッションの取組 ⑤日本初！太陽光発電の最大活用をめざした送水ポンプ運転制御の実現
Integration 上下水道一体で流域管理、東三河経済圏への貢献
①地元企業とともに進める豊橋浄水場再整備と事業運営 ②上下水道事業一本化を支える、永続的な地域水事業会社（新OM会社）の設立 ③貴県の将来展望に対応した東三河地域への水素・カーボンニュートラル取組との連携 ④東三河地域の上下水道一本化につながるプラットフォームの構築支援 ⑤豊橋技術科学大学との連携による技術者研修の実施

(2) 個人情報の保護

- 業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないようにします。
- 当該個人情報については、愛知県個人情報保護条例等に従って適正な管理を行い、漏えい、滅失、き損等がないよう必要な措置を講じます。

(3) 守秘義務の遵守

- 業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないようにします。前項に定める秘密に関する情報については、内部規程を定めて取り扱う等適正な管理を行い、必要な措置を講じます。

(4) 要求される性能

- 再整備期間に建設する豊橋浄水場に求められる施設能力は、88,000 m³/日です。
- 豊橋南部浄水場の施設能力は、87,500 m³/日（水道用水）及び 111,000 m³/日（工業用水）であり、貴県が示す豊橋南部浄水場水安全計画の評価基準値（水道用水）及び・愛知県工業用水道給水規程に示す水質水準（工業用水）を達成できるよう水処理を行います。
- 土木構造物や建築物の建設においては、要求水準書・提案書に基づいた耐震性能を確保します。
- 配水池や管廊等の土木構造物や建築物、設備の耐用年数については、法定耐用年数を確保する仕様とします。
- 電気・機械設備については、日本産業規格（JIS）、日本電気工業会規格（JEM）及び電気規格調査会標準規格（JEC）の標準によります。

1.4 SPC が付保すべき保険

- 再整備の履行を確保するために、履行保証保険等による再整備期間中の履行保証を行います。

1.5 遵守すべき関係法令等

- 本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守します。
- 本事業の遂行に必要となる許認可（浄水方法の変更に伴う水道法の変更届出等、貴県が申請し取得するものを除く）については、SPC において申請し取得し、貴県が申請し取得する許認可については、SPC は資料作成に協力します。

1.6 適用する仕様書等

- 適用される貴県の技術基準およびその他の指針等について、提案審査書類提出時

点における最新版を適用します。

- 仕様書等に定めのない事項については貴県に確認をいたします。

2. 統括運營業務

2.1 統括管理業務

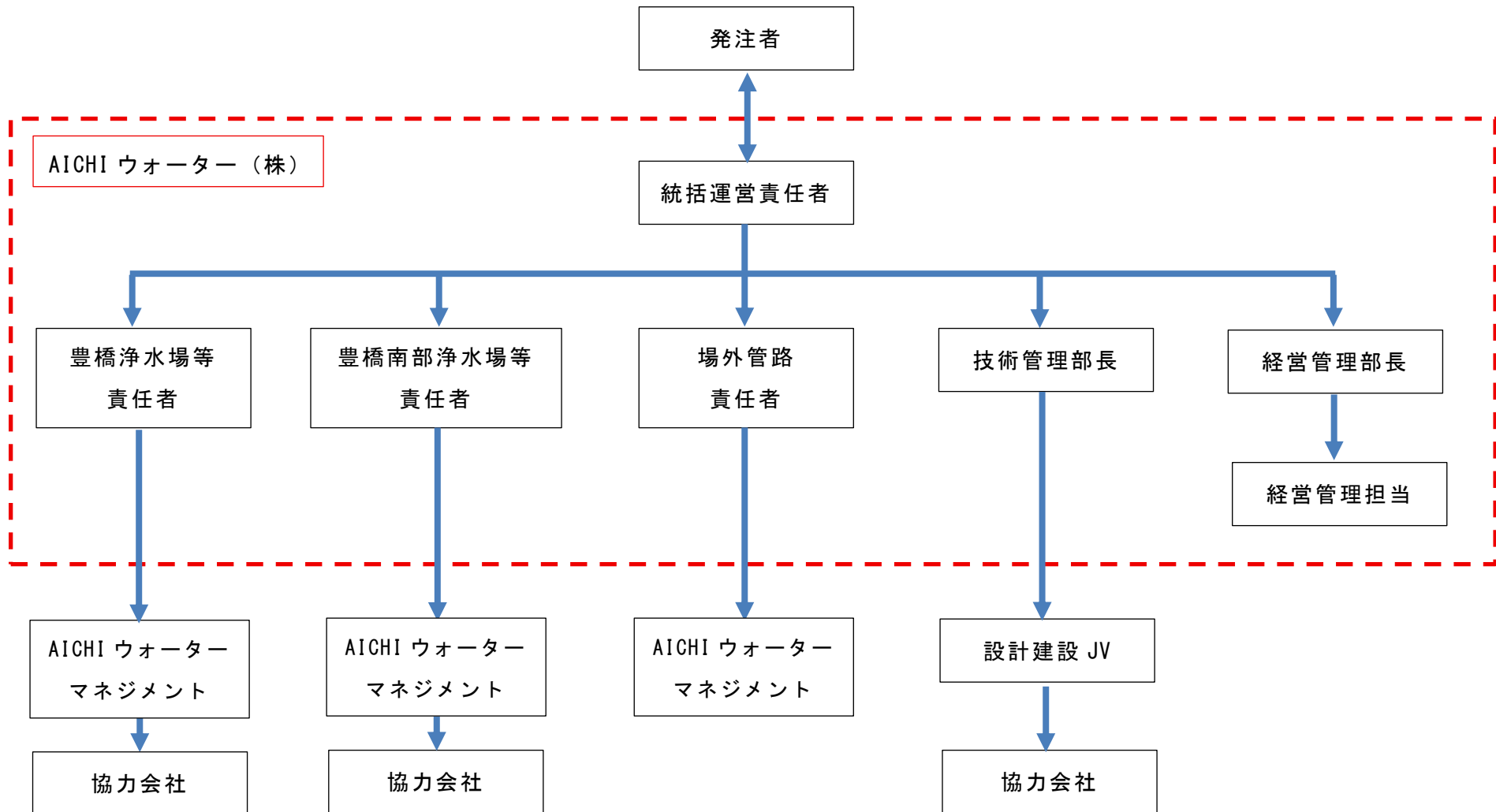
(1) 基本的な考え方

- 業務全体を一元的に管理するために、本事業全体を統括する統括運營業務における統括運営責任者を配置し、事業の実施体制を構築します。
- SPC が核となり、各ステークホルダーと緊密に連携することで、安定的かつ円滑に事業を遂行します。
- SPC 組織体制及び体制図は、以下のとおりです。

図表-2.1.1 SPC 組織体制

SPC 役職	SPC 組織	氏名	常勤/ 非常勤
代表取締役 (取締役)	取締役会	大塚 淳	非常勤
取締役	取締役会	東山 基	非常勤
取締役	取締役会	稼農 泰嘉	非常勤
取締役 (統括運営責任者兼務)	取締役会	木村 太一	常勤
取締役	取締役会	狩野 修	非常勤
取締役	取締役会	Oscar Peleaz Garcia	非常勤
取締役	取締役会	塚越 亨	非常勤
監査役	—	西口 義郎	非常勤
【統括運営責任者】 統括部長 (取締役兼務)	—	木村 太一	常勤
【豊橋浄水場等責任者・他兼務】 技術管理部長	技術管理部	野呂 好幸	常勤
技術担当	技術管理部	上慶 徳和	非常勤
経営管理部長	経営管理部	大渡 大士	常勤
経営管理担当	経営管理部	一ノ渡 功	常勤

図表-2.1.2 組織体制図



(2) 統括運営責任者の役割

- 貴県との連携窓口を常駐する統括運営責任者に一本化します。
- SPC 内の各種業務のとりまとめを行います。

2.2 企画調整業務

(1) 基本的な考え方

- 安定的な経営を継続するため、事業計画書を作成し、要求水準書及び特定事業契約等に定められた事項を記載するとともに、貴県と協議を実施し、貴県に提出します。
- 事業計画書の内容に変更が生じた場合、貴県と協議の上、変更内容を決定し、変更後の各事業計画書を貴県に提出します。

(2) 中期事業計画に関する事項

- 全体事業計画書を踏まえ、組織体制、内部統制及び収支計画の内容を含む 5 年ごとの計画とします。
- 組織体制に関しては、対象施設ごとに、各業務に従事する人員数を記載します。
- 今回提出する中期事業計画は、2026 年度から 2030 年度までの計画を記載します。
- 次回提出する 2031 年度から 2035 年度までの中期事業計画書は、2030 年度末の 90 日前までに貴県と協議を開始し、当該協議結果を踏まえ、同 30 日前までに貴県に提出します。

(3) 事業計画書に対応する報告書に関する事項

- 年間事業計画書のうち経営に関する事項について、年間業務報告書、半期業務報告書及び四半期業務報告書を作成し、貴県に提出します。
- 提出期限は、年間業務報告書については事業年度末から 90 日以内、半期業務報告書については第 2 四半期末から 45 日以内、四半期業務報告書については各四半期末から 45 日以内です。

2.3 総務・経理業務

(1) 基本的な考え方

- SPC において、予算作成、収入・経費の執行・管理及び決算管理を行います。
- 受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行います。
- 明確な区分経理や大手監査法人による財務監査を通し、透明性を確保します。

(2) 資金調達計画について

1) 再整備期間の資金調達計画

- 開業費、約 1 年分の統括運営費、リザーブの他、運営開始初期の運転資金等、将来の資金需要を見込み、SPC 設立時に、構成企業による議決権株式出資と代表企業からの短期株主ローンで調達します。

(3) 収支計画

- 2025 年度から 2030 年度の 5 か年の収支計画は、次頁のとおりとします（図表-2.3.1 参照）。
- 2025 年度は、引き継ぎ期間を含むため、本計画書の対象期間である事業開始からの 5 カ年に含んでいます。

図表-2.3.1 収支計画（2025年度～2030年度）

(単位：円)

事業年度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	事業期間合計
損 益 計 算 書	営業収益	205,082,828	437,989,672	951,691,194	2,055,619,025	4,485,790,971	3,512,386,550	11,648,560,240
	利用料金収入 - 水道	0	0	0	0	0	0	0
	利用料金収入 - 工水	0	0	0	0	0	0	0
	サービス購入料A	205,082,828	248,189,672	761,891,194	1,865,819,025	4,295,990,971	3,322,586,550	10,699,560,240
	サービス購入料B～D	0	189,800,000	189,800,000	189,800,000	189,800,000	189,800,000	949,000,000
	任意事業収入	0	0	0	0	0	0	0
								0
	営業費用	226,501,278	432,120,723	950,942,411	2,051,125,091	4,477,892,991	3,506,190,760	11,644,773,254
	工事原価	0	143,111,590	664,361,590	1,783,962,770	4,228,319,692	3,234,483,156	10,054,238,798
	統括運営業務(再整備期間)	214,651,600	106,402,931	100,487,931	84,707,931	69,707,931	91,487,931	667,446,255
	動力費	0	0	0	0	0	0	0
	薬品費	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	9,250,000	172,200,000	172,200,000	172,200,000	172,200,000	172,200,000	870,250,000
	保守点検費	0	0	0	0	0	400,000	400,000
	修繕費	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0
	償却費	0	1,070,000	1,070,000	1,070,000	1,070,000	1,070,000	5,350,000
	その他営業費用	0	7,275,658	8,115,658	4,615,658	4,615,658	4,615,658	29,238,290
	更新計画案策定費	0	0	2,500,000	2,500,000	0	0	5,000,000
	任意事業費用	0	0	0	0	0	0	0
	公租公課	2,599,678	2,060,544	2,207,232	2,068,732	1,979,710	1,934,015	12,849,911
								0
	営業損益	-21,418,450	5,868,949	748,783	4,493,934	7,897,980	6,195,790	3,786,986
	営業外収入	0	0	0	0	0	0	0
								0
								0
	営業外費用	753,750	3,015,000	753,750	0	0	0	4,522,500
	支払利息	753,750	3,015,000	753,750	0	0	0	4,522,500
								0
	営業外損益	-753,750	-3,015,000	-753,750	0	0	0	-4,522,500
	税引前当期利益	-22,172,200	2,853,949	-4,967	4,493,934	7,897,980	6,195,790	-735,514
	法人税等	148,250	296,500	296,500	296,500	296,500	296,500	1,630,750
	法人税等調整額	0	0	0	0	0	0	0
	税引後当期利益	-22,320,450	2,557,449	-301,467	4,197,434	7,601,480	5,899,290	-2,366,264

(単位：円)

事業年度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	事業期間合計
資 金 計 算 書	営業キャッシュフロー	-89,160,193	-106,478,398	210,057,104	4,745,511	8,726,974	66,981,341	94,872,339
	税引前当期利益	-22,172,200	2,853,949	-4,967	4,493,934	7,897,980	6,195,790	-735,514
	償却費	0	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	2,070,000	10,350,000
	開業費	121,420,000	0	0	0	0	0	121,420,000
	支払利息	753,750	3,015,000	753,750	0	0	0	4,522,500
	サービス購入料A - 未収金増減	-205,082,828	-248,189,672	-178,835,845	-932,029,898	-2,069,946,330	3,355,208,889	-278,875,684
	サービス購入料A見合い費用 - 未払金増減	0	143,111,590	386,079,801	934,127,073	2,072,772,892	-3,288,062,905	248,028,451
	サービス購入料B~D - 未収金増減	0	-47,450,000	0	0	0	0	-47,450,000
	サービス購入料B~D見合い費用 - 未払金増減	9,250,000	42,297,263	169,684	-3,330,316	-5,830,315	-5,430,315	37,126,001
	ユーティリティ調達費 立替金増減	0	0	0	0	0	0	0
	法人税等支払額	0	-222,375	-370,625	-296,500	-296,500	-296,500	-1,482,500
	未払/未収消費税の増減	6,671,085	-3,964,153	195,306	-288,782	2,059,247	-2,703,618	1,969,085
								0
	投資キャッシュフロー	-121,420,000	-10,350,000	0	0	0	0	-131,770,000
	開業費	-121,420,000	0	0	0	0	0	-121,420,000
	更新・追加投資 - 運営権設定対象資産	0	0	0	0	0	0	0
	更新・追加投資 - 事業者保有資産	0	-10,350,000	0	0	0	0	-10,350,000
	残存価値相当額 - 運営権設定対象資産	0	0	0	0	0	0	0
	残存価値相当額 - 事業者保有資産	0	0	0	0	0	0	0
								0
	財務キャッシュフロー	470,246,250	-3,015,000	-201,753,750	0	0	0	265,477,500
	出資・増資	270,000,000	0	0	0	0	0	270,000,000
	配当	0	0	0	0	0	0	0
	借入金	0	0	0	0	0	0	0
	短期借入金	201,000,000	0	0	0	0	0	201,000,000
	短期借入金返済	0	0	-201,000,000	0	0	0	-201,000,000
	借入元本返済	0	0	0	0	0	0	0
	借入金利息返済	-753,750	-3,015,000	-753,750	0	0	0	-4,522,500
	償還・減資	0	0	0	0	0	0	0
								0
	当期ネットキャッシュフロー	259,666,057	-119,843,398	8,303,354	4,745,511	8,726,974	66,981,341	228,579,839

(単位：円)

事業年度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	事業期間合計
貸 借 対 照 表	資産計	464,748,885	648,825,160	833,894,358	1,768,599,769	3,845,203,071	554,905,520	
	現預金	259,666,057	139,822,660	148,126,013	152,871,525	161,598,497	228,579,835	
	未収法人税	0	0	0	0	0	0	
	未収消費税	0	0	0	0	0	0	
	サービス購入料A - 未収金	205,082,828	453,272,500	632,108,345	1,564,138,244	3,634,084,574	278,875,685	
	サービス購入料B~D - 未収金	0	47,450,000	47,450,000	47,450,000	47,450,000	47,450,000	
	ユーティリティ調達費立替金	0	0	0	0	0	0	
	長期前払費用（県保有資産）	0	0	0	0	0	0	
	有形固定資産（事業者保有資産）	0	8,280,000	6,210,000	4,140,000	2,070,000	0	
	繰延税金資産	0	0	0	0	0	0	
	負債計	217,069,335	398,588,160	583,958,827	1,514,466,802	3,583,468,625	287,271,786	
	未払法人税	148,250	222,375	148,250	148,250	148,250	148,250	
	未払消費税	6,671,085	2,706,932	2,902,238	2,613,456	4,672,703	1,969,085	
	未払配当金	0	0	0	0	0	0	
	サービス購入料A見合い費用 - 未払金	0	143,111,590	529,191,392	1,463,318,464	3,536,091,356	248,028,451	
	サービス購入料B~D見合い費用 - 未払金	9,250,000	51,547,263	51,716,947	48,386,632	42,556,316	37,126,000	
	借入金	0	0	0	0	0	0	
	短期借入金	201,000,000	201,000,000	0	0	0	0	
	更新投資負債	0	0	0	0	0	0	
	繰延税金負債	0	0	0	0	0	0	
	純資産計	247,679,550	250,237,000	249,935,531	254,132,967	261,734,446	267,633,734	
	資本金	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	
	資本準備金	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	
	利益剰余金	-22,320,450	-19,763,000	-20,064,469	-15,867,033	-8,265,554	-2,366,266	

事業年度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	事業期間合計
借 入 残 高	借入金残高（長期借入金）	0	0	0	0	0	0	
	借入金残高（短期借入金）	201,000,000	201,000,000	0	0	0	0	
	借入金残高合計	201,000,000	201,000,000	0	0	0	0	
評 価 指 標	P I R R 算定キャッシュフロー	-210,580,193	-116,828,398	210,057,104	4,745,511	8,726,974	66,981,341	-36,897,661
	P I R R（元利返済前CFの初期投資に対するIRR）	12.9%						
	E I R R 算定キャッシュフロー	-270,000,000	0	0	0	0	0	-270,000,000
	E I R R（配当の出資金に対するIRR）	4.3%						
	元利返済前キャッシュフロー	-210,580,193	-116,828,398	210,057,104	4,745,511	8,726,974	66,981,341	-36,897,661
	元利返済金	-753,750	-3,015,000	-753,750	0	0	0	-4,522,500
	D S C R（各年）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	元利返済前キャッシュフローの現在価値	-210,580,193	-114,196,176	200,698,282	4,431,925	7,966,659	59,768,112	-51,911,391
	現在価値換算割引率	2.31%						
	借入金	201,000,000	201,000,000	0	0	0	0	402,000,000
	L L C R	1.87						

(4) 業務区分

- 再整備期間は、原則事業ごとの区分経理を行いませんが、任意事業は、再整備期間にあっても区分して管理します。

(5) 財務諸表

- 図表-2.3.2 に示す単位ごとに、事業年度ごとの財務諸表を作成し、当該事業年度末から 90 日以内に貴県に提出します。

図表-2.3.2 貴県に提出する財務諸表

再整備期間	財務諸表の単位	法人	任意事業
	区分経理の対象	—	第 7 に示す業務
	財務諸表の種類	・ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株式資本等計算書、個別注記表） ・ 事業報告書 ・ 計算書類の付属明細書 ・ 事業報告書の付属明細書 ・ キャッシュ・フロー計算書	・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 個別注記表 ・ キャッシュ・フロー計算書

(6) 財務数値及び財務指標

- 会計監査人による監査報告書を事業年度末から 90 日以内に貴県に提出します。
- 図表-2.3.3 に示す財務数値及び財務指標について、四半期ごとにその実績値を四半期業務報告書にて貴県に報告します。

図表-2.3.3 四半期ごとに貴県に報告する財務数値及び財務指標

報告事項		報告単位
財務数値	・ 売上高 ・ 営業利益 ・ 売上総利益 ・ 経常利益	法人 (運営期間においては、法人、水道事用水供給事業、工業用水道事業及び任意事業ごとに報告する)
	・ 税金等調整前四半期純利益 ・ 四半期純利益 ・ 総資産合計 ・ 有利子負債残高 ・ 負債合計 ・ 純資産合計 ・ 現金及び現金同等物の四半期末残高	法人
財務指標	・ 流動比率 ・ 有利子負債比率 ・ DSCR	法人

2.4 セルフモニタリング業務

(1) 基本的な考え方

- 本事業期間中を通じて、ガバナンス実施計画に基づき作成した別途提出のセルフモニタリング実施計画書に従い、セルフモニタリングとして以下に掲げる事項を実施します。
- セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング結果報告書を貴県に提出します。

(2) 提出書類

- セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング結果報告書を、報告対象となる月の月末から 30 日以内に提出します。
- セルフモニタリングの方法は、法令等や特定事業契約、ガバナンス実施計画、セルフモニタリング実施計画書、提案審査書類において提案したセルフモニタリング方法に基づくものとします。

2.5 コストマネジメント業務

(1) 基本的な考え方

- 本事業の実施にあたっては、本事業期間中を通じて、経費支出の適正化・効率化を図ります。

(2) コスト管理における基本的な考え方・工夫

- 予実管理を徹底し、長期事業を効率的かつ安定的に実施します。
- 実績額を予算額と比較し、差額が生じた原因を把握するとともに、データベース化して管理、蓄積し長期事業の特性を活かしながら予算精度を向上します。

2.6 危機管理業務

(1) 基本的な考え方

- 南海トラフ地震等を含む災害又は事故等及び大雨、地震、暴風、洪水等に対して、リスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、これらの災害又は事故等が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう、緊急時の対応ができる体制を構築し、主体的に適切な対応を行います。

(2) 業務継続計画書の作成

- 災害時の事前対応や動員計画を明らかにするため、愛知県庁業務継続計画、貴県作成のその他の業務継続計画及びその他上位計画の内容に従って、豊橋浄水場再整備等事業業務継続計画書（以下、「BCP」とする）を作成します。

- BCP の作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、高潮等発生する事象を十分想定し、作成します。

(3) 災害又は事故等の緊急時の対応

- 災害又は事故等が発生した場合、今回の事業で策定した BCP に従い、主体的に緊急時の対応を行います。
- 愛知県企業庁災害対策本部での決定事項に基づき、被害状況の調査、関係機関との調整、復旧見込みの確認を行います。また、必要に応じて、支援の要請、応急復旧工事の手配及び資機材の確保等を行います。

(4) BCP 作成にあたっての注意事項

- BCP 作成にあたり、以下の項目を記載します。
 - ✧ 南海トラフ地震を想定したタイムラインの策定
 - ✧ 導水・送水・排水管の迅速な漏水確認
 - ✧ 拠点・SPC 代表企業・エリアに災害対策体制を組成
 - ✧ 協定維持管理会社（協定 OM 会社）との連携
 - ✧ 大雨、暴風等情報を迅速に入手可能なシステム導入

2.7 技術管理業務

(1) 基本的な考え方

- 本事業期間中を通じて、効果的な再整備及び維持管理を実施できるよう適切な技術管理を行います。

(2) 業務の品質確保

- 本事業に係る業務について委託等を行う場合は、委託等を行わせようとする相手方について委託等を行わせようとする業務の経験、当該業務への従事が予定される者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査をします。
- 適正に事業を実施するために、従事職員の育成及び人員の確保を図ります。
- SPC には、水道事業経験者、コンセッション事業経験者、プロジェクトマネジメント経験者を配置します。
- 設計建設に携わる技術者には、水道事業の設計建設経験者や、大型工事施工管理経験者を配置します。
- 運転管理に携わる配置従事者は、維持管理の専門知識を有する浄水場管理経験者または技術研修修了者としします。

2.8 貴県が行う業務との調整・協力

(1) 基本的な考え方

- 貴県が行う以下業務に調整及び協力します。
 - ◇ 県の業務として、本事業の対象施設において実施する維持管理等
 - ◇ 脱水処理施設の運營業務
 - ◇ 豊橋市との調整
 - ◇ 近隣浄水場給水区域への応援給水を含む水利調整業務
 - ◇ 渇水時等における取水制限
 - ◇ その他、県が指示する業務

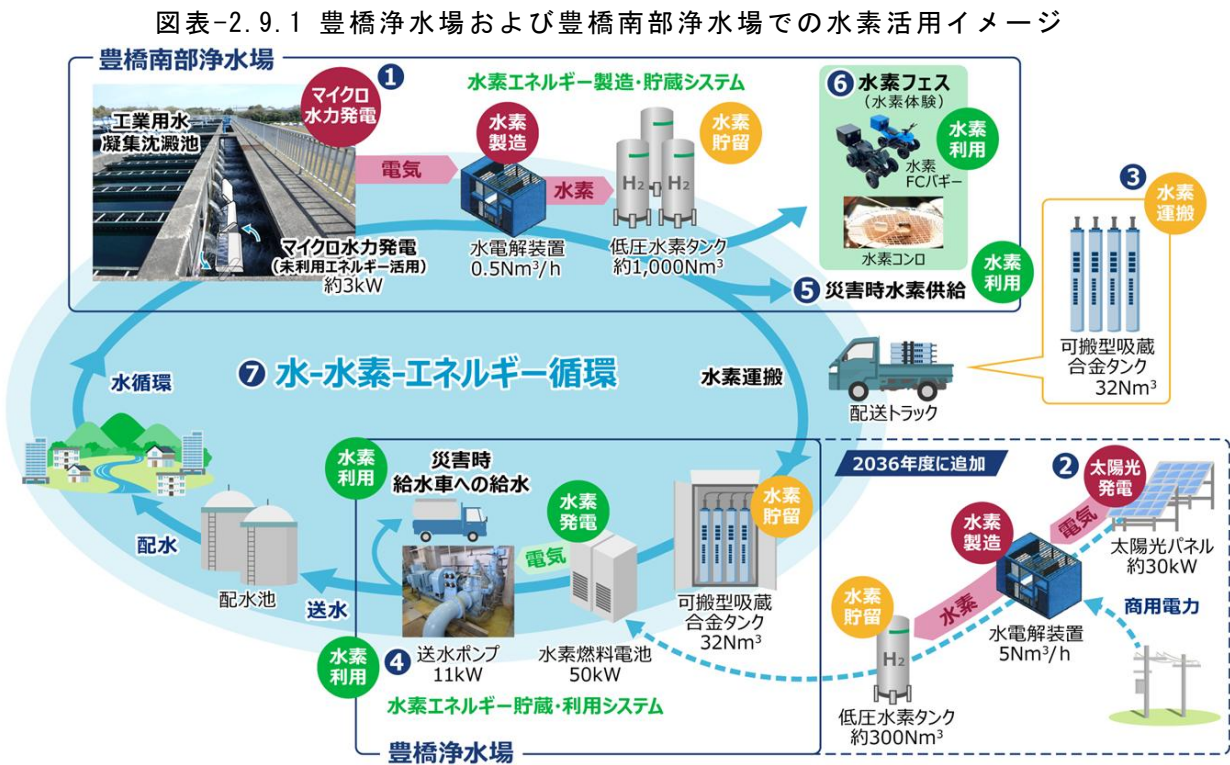
2.9 脱炭素推進業務

(1) 基本的な考え方

- 脱炭素化に向けた貴県の実施状況を踏まえ、脱炭素に係る取組を推進します。
- 本計画書の対象期間は再整備期間で、運営期間へ向けて新技術等の検討を行います。

(2) 水素技術の導入及び検討

- 本計画書の対象期間では、再整備期間の2030年度に導入を目指し、以下に示す水素技術の導入に向けて、以下提案の検討及び貴県との協議を進め、合意書を作成します。



図表-2.9.2 水素活用技術の導入スケジュール案

	再整備期間										運営期間								
	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度～	2045年度	2046年度～			
水素 技術活用	▼貴県との協議完了				設計	工事	▼第1回水素フェス（豊橋南部浄水場）以降、毎年実施										▼第7回水素フェス（豊橋浄水場・南部浄水場）以降、毎年実施		
	▼補助金申請						▼補助金申請										▼太陽光発電由来水素追加		▼継続or撤去
	水素利用運用（15年間）																		
工事工程	基本・詳細設計		STEP 1			東管理棟・1号浄水池・送水ポンプ室の運用開始													
						STEP 2 2号浄水池の運用開始													
						STEP 3 新浄水処理施設の運用開始													
						STEP 4 既存施設の撤去													

※緑枠部分が、本中期計画の対象期間における計画部分となります。

2.10 情報公開業務

(1) 基本的な考え方

- 本事業は重要な公共サービスであることを踏まえ、以下に掲げる事項を満たすとともに、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努めます。

(2) 情報公開

- 本事業に関する情報の積極的で継続的、分かり易い公開に努めます。また、貴県が定める提出書類等について公開します。

(3) SPC 独自で HP で公開する情報

- 工事進捗状況
- 共同防災訓練や任意受託事業等、連携に寄与した事例の報告資料
- 省エネ達成状況

2.11 地域貢献・普及啓発業務

(1) 基本的な考え方

- 東三河地域の経済への貢献等に努めるとともに、県民等の関係者から、本事業への理解を得るため、広報活動等のコミュニケーションを実施します。
- 本計画書の対象期間は再整備期間で、運営期間へ向けて地域貢献・普及啓発について検討を行います。
- 地域経済への貢献として、豊橋浄水場更新工事においては、地元企業への発注を重視します。

2.12 組織運營業務

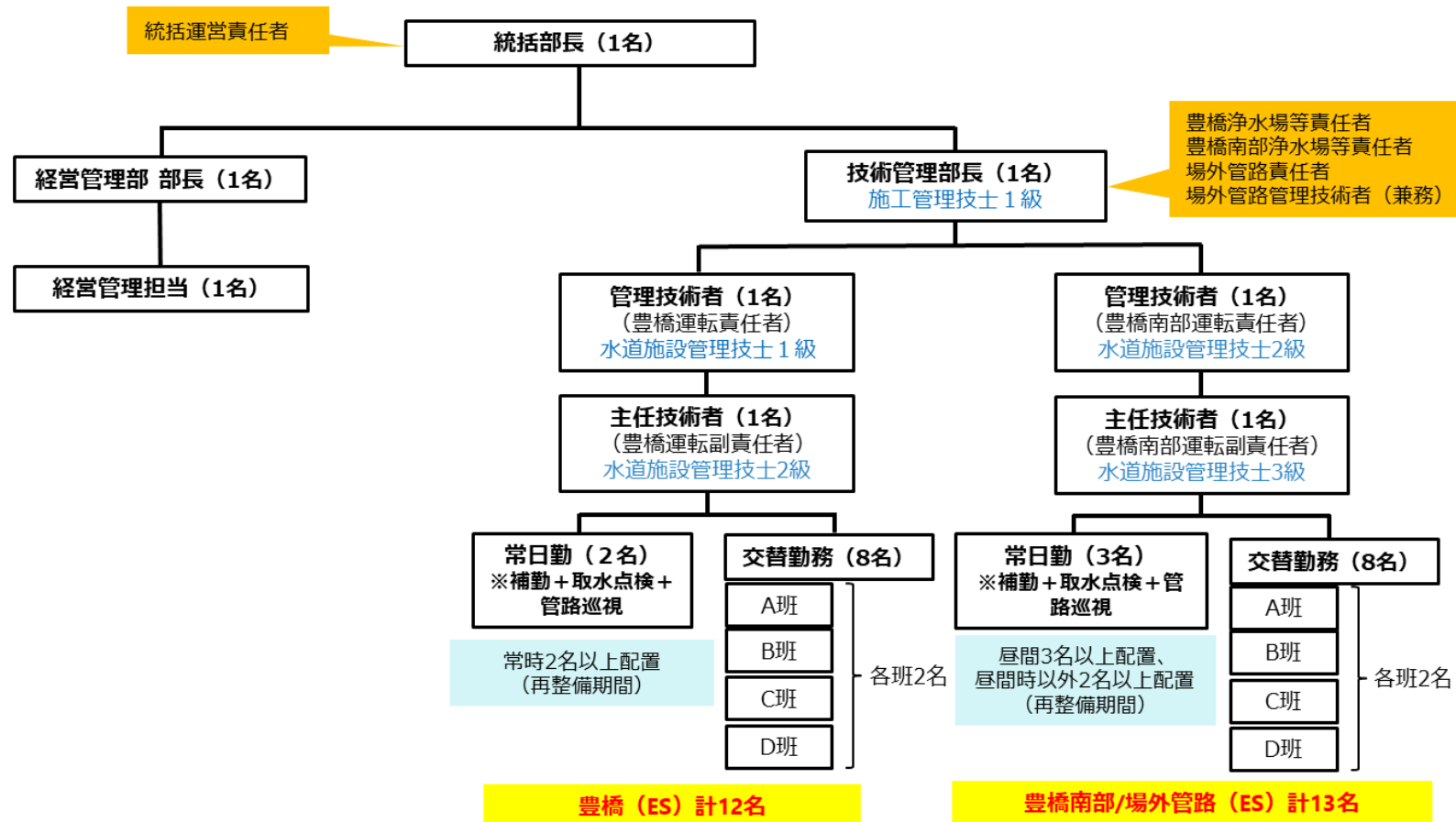
(1) 基本的な考え方

- 関係法令に規定された者（例：水道法において規定される水道施設運営等事業技術管理者）を配置するとともに、本事業の実施にあたって必要な人材を確保・育成し、適切な役割分担のもとで能力を十分に発揮させることにより、効果的かつ効率的、総合力のある組織体制を構築します。

(2) 施設ごとの各業務に従事する予定人員数

- 本計画書の対象期間における、施設ごとに、各業務に従事する予定人員は以下のとおりです。

図表-2.12.1 施設ごとの従事する予定人員



- 場外管路の管理技術者は S P C の技術管理部長が兼務、巡視点検は運転管理の従事者が対応
- 取水施設点検（豊橋、週3日：豊橋南部、週2日）と管路巡視は、常日勤者の勤務按分に対応
- ※ 再整備期間は管理技術者・主任技術者の配置が必要（他の浄水場における運転管理業務委託との兼任不可）
- ※ 場外管路管理技術者（巡視）は過去10年以内の水道管の点検業務の実務経験又は施工管理技士（2級以上）若しくはこれに相当する資格を有する者

(3) 再整備業務及び運転管理業務の実施

- 再整備業務は、構成企業が JV を組成します。
- 運転管理業務は、代表企業と運転管理企業 2 社が出資し、維持管理を担う地域水事業会社（新 OM 会社）を設立します。

(4) 緊急時の体制

- 災害、事故、犯罪等により本事業の対象施設において緊急事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、直ちに必要な措置を講じることができるよう、SPC 内及び貴県を含む関係者間の緊急連絡体制を構築します。

2.13 ガバナンス業務

(1) 基本的な考え方

- 全段階の各業務が、それぞれの本事業期間を通じて、円滑に遂行されると共に、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、別途提出しているガバナンス実施計画書に基づく貴県及び SPC の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築します。

(2) 再整備期間におけるガバナンス

1) SPC によるセルフモニタリング

- セルフモニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを実施し、その結果を適切に貴県に提出する各種報告書に記載するとともに、定期的に、また、貴県の求めに応じて随時に報告を行います。

2) 貴県による実績評価

- 各工程の必要な時期に、再整備期間に実施される各業務が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか、貴県の確認を受け、特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しない場合は、貴県による必要な改善に対し、必要な改善措置を講じます。

(3) 会議体の設置

- 各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、貴県及び SPC の間での会議体を設置します。

(4) SPC の意思決定プロセス、ガバナンス確保のための体制

1) 適切な権限移譲による迅速な意思決定

- ◇ 事前に定める決裁権限規定に基づき、日々の意思決定は常駐する統括運営責任者

に権限を移譲することで、迅速に意思決定できる体制とします。

- ✧ 経営管理部、技術管理部の2部体制とし、週次で責任者会議を開催、情報を統括運営責任者に集約します。

2) 代表企業による経営管理とセルフモニタリング委員会

- ✧ ガバナンス確保のため行動規範等規程類を整備します。
- ✧ 代表企業は、運営事業の状況を把握するために、半期ごとに、経営層が参加する関係会社ヒアリングを行います。
- ✧ 構成企業の責任者を中心にセルフモニタリング委員会を組成し事業の適切な遂行を確認します。
- ✧ 代表企業から監査役を配置します。

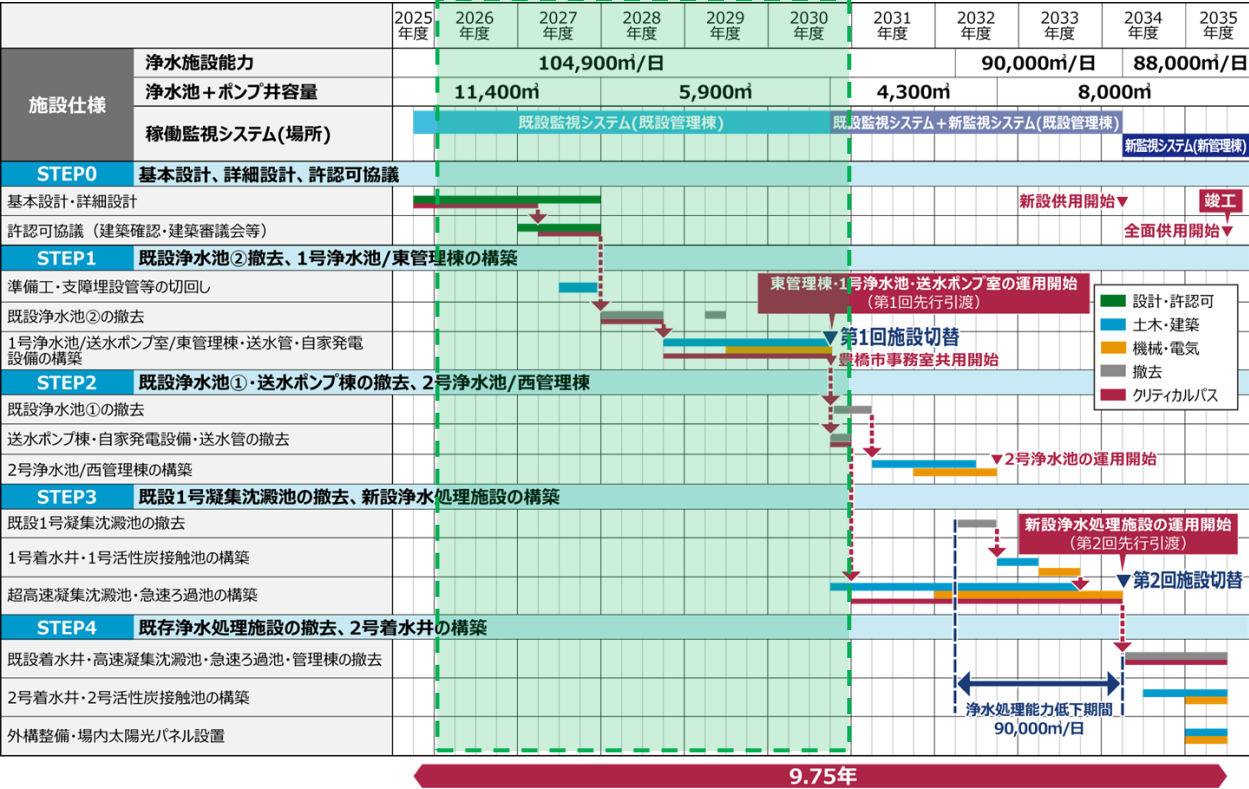
3. 豊橋浄水場に関わる業務

3.1 豊橋浄水場再整備業務

(1) 基本的な考え方

- 豊橋浄水場の再整備を実施します。狭小な敷地内における給水を継続しながらの工事となることから、安全な工事実施と安定的な水道供給を両立するとともに、周辺的生活環境に配慮します。
- 本中期計画の対象期間においては、東管理棟・1号浄水池・送水ポンプの築造から開始し、2030年度の運用開始時点に第1回先行引渡しを行う予定です。詳細な工程は下表のとおりです（図表-3.1.1）。

図表-3.1.1 再整備事業工程



※緑枠部分が、本中期計画の対象期間における計画部分となります。

- 再整備後の施設概要は下表のとおりです。

図表-3.1.2 施設能力・浄水処理能力

項目	能力
施設能力	計画最大浄水量 92,200 m ³ /日
浄水処理方式	直接ろ過法（マイクロブロック法）
	超高速凝集沈殿＋急速ろ過方式（濁度上昇時）

図表-3.1.3 浄水施設規模・能力一覧

設備	指針および要求水準による設計標準値		計画最大浄水量（92,200m ³ /日）時の値	
			全稼働時	系列・池停止時
着水井・活性炭接触池	着水井滞留時間	1.5分以上	21.6分	10.8分 (2池中1池停止)
超高速凝集沈澱池	-	-	18.3分	15.4分 (3池中1池停止)
混和池	混和時間	1～5分	1.4分	1.4分
急速ろ過池	ろ過速度 (多層)	240m/日以下	199.2m/日	239.0m/日 (12池中2池停止)
浄水池・ポンプ井	浄水池滞留時間	60分以上	130.9分	60.5分 (2池中1池停止)
	ポンプ井滞留時間	30分以上		

(2) 事前調査

- 設計及び工事の前に、事前調査を実施します。事前調査の計画について、事前調査計画書として取りまとめ、事前調査に着手する前に貴県に提出します。
- 事前調査の実施にあたって、貴県が実施する業務との調整が必要となる場合には、当該調整が必要となる事項が生じる30日前までに、貴県に報告します。
- 事前調査として実施した成果については、事前調査報告書として取りまとめ、設計に着手するまでに貴県に提出します。

1) 用地測量

- 平面測量
- レベル測量
- 平面・縦断図及び横断図の作成

2) 地下埋設物

- 水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の既設埋設物位置及びレベルの確認を行います。

3) 地質調査

- ボーリング調査、原位置試験、室内土質試験等、詳細設計に必要な調査を行います。

4) 周辺影響調査・電波障害対策

- 豊橋浄水場再整備業務を行う上で必要に応じて事前・事後調査を行います。
 - ◇ 再整備及び維持管理に必要な調査。
 - ◇ 安定的な水道用水供給の妨げになることを避けるために必要な調査。
 - ◇ 周辺環境への影響を把握するために必要な調査。

5) 調査実施に当たっての留意事項

- 事前調査の実施に当たり、以下の事項に留意します。
 - ◇ 現場での作業実施にあたっては、実施日、時間等を貴県と調整します。
 - ◇ 法的に必要な有資格者及び必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置します。
 - ◇ 提供する既存図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際にはこの点に留意します。

(3) 設計

1) 基本的な考え方

- 事前調査の成果に基づき、豊橋浄水場再整備に関する設計を行います。
- 設計に際して必要な申請書類（建築確認申請書等）の作成、及びその補助も含まれます。
- 設計に当たっては、特に以下の点に留意します。

(ア) 狭小な用地における再整備

- 再整備業務用地は極端に狭小であり、土木・建築構造物の更新工事等に十分なスペースが確保できないため、設計の実施に当たってはその点に十分留意し計画します。

(イ) 既存施設を運用しながらの再整備

- 既存施設の運転管理を継続しながら再整備を行うため、設計に当たっては、工事が既存施設運転管理の支障とならないよう万全を期します。
- 再整備期間中には、既存施設から新施設への段階的な切り替えが発生しますが、送水が途絶えることのないよう万全を期します。
- 工事に伴う一時的な施設能力減少分については、能力減少量や期間等の詳細について貴県と調整により決定します。

(ウ) 環境対策やデジタル化等に資する新技術の導入等

- 政府のカーボンニュートラルや DX（デジタルトランスフォーメーション）等の新たな取組を踏まえ、以下の新技術等の導入について検討します。
 - ◇ 省資源・省エネルギーの推進
 - ◇ 再生可能エネルギー・蓄電池等の導入・活用

- ◇ 施設・設備の長寿命化等によるライフサイクルコスト低減の推進
- ◇ ICT・IoT、DX 等の活用による情報の見える化、運用の合理化、省力化、安定給水機能の強化等

(エ) 再整備に当たっての公聴会の開催等

- 再整備に当たっては周辺住民等の利害関係者に対し公聴会を開催し、建築基準法第 48 条に基づき、建築物の用途制限に係る特例許可を得ます。
- 公聴会で意見を聴取した上で建築審査会に付議し、再整備の同意を得ます。

2) 設計計画書及び設計図書の作成

- 設計の計画について、設計計画書として取りまとめ、設計の開始までに貴県に提出します。
- 本項目として実施した成果については、設計図書として取りまとめ、工事に着手するまでに貴県に提出し、貴県の承認を得ます。
- 設計図書の様式や部数は、貴県と協議して決定します。
- 先行して、部分的に工事に着手する場合には、その着手までに、当該部分の設計図書を貴県に提出し、貴県の承認を得ます。

(設計図書として、貴県に提出する資料)

- ◇ 設計図（図面、特記仕様書を含む）
- ◇ 設計報告書
- ◇ 設計計算書（水理計算書・構造計算書含む）
- ◇ 施工計画書（仮設計画含む）
- ◇ 工事費内訳書
- ◇ 数量計算書
- ◇ 要求性能確認報告書

3) 実施体制

- 設計の実施にあたっては、以下に該当する者を 1 名以上配置します。
- 設計については監理・照査を実施することとし、監理・照査の実施にあたっては、土木構造物の設計に従事する者と同等の資格を有する者を 1 名以上配置します。
- ◇ 土木構造物の設計に従事する者として、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号、以下同じ。）に定めるものをいう。以下同じ。）
- ◇ 建築物の設計に従事する者については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、以下同じ。）第 23 条の規定に基づく一級建築士

- ◇ 電気設備の設計に従事する者については、電気電子部門の資格を有する技術士
- ◇ 機械設備の設計に従事する者については、上下水道部門の資格を有する技術士
- 豊富な経験を有する専門企業に委託して実施します。
- 設計図書及び設計報告書について照査を行った上で要求性能確認報告書を作成し、提出します。

(4) 工事

1) 基本的な考え方

- 設計の成果に基づき、工事を実施します。
- 関連法令の遵守、仕様書等の適用により、工事の安全の確保に十分留意するとともに、工事前に設計照査を行い、設計図書に基づく工事及び工事監理計画書を作成し、貴県の確認を得た後に建設工事を実施します。

2) 工事全般

- 本事業は、既存施設の運転管理を継続しながら新施設を建設します。工事の実施に当たって、既存施設の運転管理や三河排水処理 PFI 事業との調整を行い、工事が既存施設の運転管理の支障とならないよう万全を期します。
- 再整備業務用地を工事及び工事監理に利用することや、必要に応じて、近隣の土地を借地等により確保します。近隣の土地として、小鷹野浄水場の敷地の一部を確保することも許容されていますが、豊橋市と再整備期間中に協議し、必要な事項についての豊橋市の合意を得られた場合のみ使用します。

3) 工事及び工事監理計画書

- 工事及び工事監理の計画について、工事及び工事監理計画書として取りまとめ、工事の開始日 30 日前までに貴県に提出します。
- 建設請負契約を締結する相手方とその請け負わせる範囲について、工事及び工事監理計画書に示します。

4) 施工計画

- 新浄水場をコンパクトな設計とすることで、稼働中の浄水処理施設から工事エリアを完全に分離することができ、従事者の安全を守りながら、安定した水道供給を途切れることなく継続し、安全かつ安定な運転と工事を両立できます。

5) 周辺住民への配慮に関する事項

- 再整備期間中の搬出入車両による影響等、周辺環境に与える要因について、対策を講じます。具体的には以下の対策を実施します。

- ◇ 騒音・振動・粉塵の影響を低減させる仮囲の設置等
- ◇ 騒音・振動・粉塵の自主管理基準の設定と管理
- ◇ 工事出入口での接触事故の防止を目的としたAIカメラや検査センサーの設置
- ◇ 道路汚損を防止するロードマットと高圧洗浄機の設置
- ◇ 周辺道路における交通災害の未然防止を目指す運行管理システム機器の車載
- ◇ チラシや掲示板、説明会などによる近隣住民への丁寧な現場状況周知

6) 設計図書の変更及び追加

- 設計図書に変更及び追加がある場合は、変更及び追加した内容を明記した設計図書の修正を行い、該当部分の工事の実施に先立ち貴県に提出し承認を得ます。

7) 試運転

- 対象施設について、試運転の要領を記載した試運転計画書を作成し、試運転を実施する 14 日前までに貴県に提出のうえ、浄水施設としての機能を確認するための実負荷試運転を実施します。
- 試運転における取水先及び返送先については貴県と協議し、浄水場の運転に支障を与えない管路位置や施設を設定します。

8) 完成図書及び各種申請図書の作成

- 工事及び工事監理の完了後、完了届を貴県に提出します（部分引渡しを実施する場合には部分完了届を提出します）。
- その後の出来形確認または完成検査の実施日の 14 日前までに、完成図書を作成し、貴県に提出します。
- 完成図書は、工事及び工事監理に関して貴県に確認を受けた図書を、工事及び工事監理完了時に体系的に成果としてとりまとめます。
- 完成図書の様式や部数は、貴県と協議して決めます。
 - ◇ 検討書、計算書
 - ◇ 完成図
 - ◇ 工事報告書、工事精算書
 - ◇ 工事写真（完成写真含む）、工事関係図書、必要な保証書
 - ◇ 建築確認申請図書、確認書、検査済書
 - ◇ 機器製作図、施工図
 - ◇ 水道法第 22 条の 3 に定める水道施設台帳
 - ◇ その他各種申請図書

9) 出来形確認及び完了検査

- 工事の実施期間中の毎事業年度3月に実施する出来形確認及び完了検査の際には必要な資料を提出します。

10) 再整備期間中の対応

- 再整備期間中に必要な以下の事項を実施します。
 - ◇ 建設事務所及び資材置場は、SPCの負担により設けます。
 - ◇ 必要となる電力、ガス等は、SPC自ら調達管理を行います。
 - ◇ 再整備期間中の汚水及び雑排水は、SPCの負担と責任により適正処理します。
 - ◇ 周辺的生活環境（騒音、振動、臭気、通行等）に配慮します。
 - ◇ 段階的な再整備を行い、部分通水を実施する場合には、貴県から国へ水道法13条に基づく給水開始届を提出するため、部分完了を申し出ます。
 - ◇ 貴県の所有する試薬及び試験器具の移設が必要となる場合には、SPCの責任において、移設を行います。

(5) 工事監理

1) 基本的な考え方

- 工事の実施に際し、対象施設を設計図書に適合させること等を目的として、工事が計画的かつ適正に行われるよう、監理を行います。
- 本事業における再整備は、既存施設を運用しながら新施設を段階的に整備するものであるため、既存施設等の運用等との調整に十分留意して実施します。

2) SPCが行う工事監理

- 工事及び工事監理計画書
 - ◇ 工事監理の実施項目とその内容、実施体制、実施方法、連絡体制及び連絡方法等について、工事及び工事監理計画書に記載します。
- 工事監理の報告
 - ◇ 工事及び工事監理計画書に基づき、実施した内容について、完成図書に記載します。

3) 貴県が行う工事監理への協力

- 貴県が行う工事監理に必要な書類等を作成して提出するとともに、貴県に対し、工事の内容・進捗等の事前説明、事後報告並びに工事現場での工事状況の説明を行います。

- 各検査結果が検査要領書に示す基準に達しなかったときは、必要な修正を行います。

4) 工事監理の実施体制

- 工事を担う者と同じ企業に所属する者が、工事監理を担うことがないようにします。
- 工事を担う者が所属する企業と工事監理を担う者が所属する企業が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条で規定する親会社と子会社の関係にないようにします。
- 工事監理は、豊富な経験を有する専門企業に委託して実施します。

3.2 豊橋浄水場運転管理業務

(1) 基本的な考え方

- 本業務は、再整備期間中に豊橋浄水場（既存施設・新施設）及び森岡取水場を対象として、実施する業務です。既存施設の詳細は、別途提出している『豊橋浄水場運転管理業務計画書』のとおりです。
- SPC は、本業務遂行上必要な対象施設及び設備機械器具等は無償で使用する際は、注意をもって取り扱います。
- 段階的な新施設の導入となるため、既存施設の運転管理と連動することから、段階的な導入に伴う新施設の運転管理について、適切な配慮を行った上で業務を実施します。

(2) 運転管理、保守点検、水質管理

1) 内容

- 河川等から取水した原水を水道法及び関係規程に定める水質に適合するよう浄水処理し、貴県の水道用水の供給を受ける水道事業者が必要とする水量を供給するために、本業務の対象施設の運転管理を行います。
- 新施設を対象として、SPC が実施する運転管理、保守・点検、及び水質管理については、既存施設を対象として実施する事項に準じます。

2) 管理区分

- SPC が実施する事項と貴県が実施する事項との間の管理区分は、別途提出している『豊橋浄水場運転管理業務計画書』に記載のとおりです。

3) 本項目に含まれない事項

- SPC が実施する運転管理、保守・点検、水質管理に含まれない事項は、図表-3.2.1 のとおりです。

図表-3.2.1 運転管理、保守・点検、水質管理に含まれない事項

- (1) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の受変電設備、自家発電設備、無線設備、消火・消防設備、浄化槽設備、クレーン設備、地下燃料タンク及び建築設備に関する法定点検業務
- (2) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の空調設備、計装設備、電気設備、自家発電設備、流量計設備、電動弁、高感度濁度計、広域送水監視制御システムに関する専門的な技能を必要とする点検業務
- (3) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の改良及び修繕工事
- (4) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の塗装工事

4) 事業者の費用負担

- 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に要する費用のうち図表-3.2.2に掲げるものはSPCの負担で用意するものとします。

図表-3.2.2 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に要する費用でSPC負担のもの

- (1) SPCが専ら使用する什器、備品、事務器及び事務用消耗品
- (2) 報告及び記録用紙
- (3) 豊橋浄水場運転管理業務の履行に必要な安全対策器具類
- (4) 豊橋浄水場運転管理業務の履行に必要な車両及びその燃料費
- (5) 清掃用具及び清掃用品、衛生用品（石鹼、消毒液、救急用品）
- (6) 電話、ファックスの設置工事費及び維持費
ただし、緊急時には、電話、ファックス等は、貴県所有の機器を利用させていただきます。
- (7) 水質監視用金魚及び飼育に必要な餌及び器具等
- (8) 別途提出している『豊橋浄水場運転管理業務計画書』に記載の点検及び整備に関する業務に要する汎用工具類、汎用補修材料、計測機器、清掃用品及び備消耗品
ただし、水質試験に要する試薬及び試験機器・器具類及び消耗品は除きます。
- (9) 別途提出している豊橋浄水場運転管理業務計画書に記載の小修繕に関する業務に要する汎用工具、汎用補修材料及び備消耗品

5) 運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画

- 豊橋浄水場運転マニュアル（豊橋浄水場維持管理指針）、豊橋浄水場作業手順書及び水安全計画（以下「豊橋浄水場運転マニュアル等」という。）は、既存施設の運転管理に関する詳細事項を記載したもので、運転管理、保守・点検、水質管

理の遂行にあたっては、原則としてこれによります。

- 貴県から貸与を受けた豊橋浄水場運転マニュアル及び豊橋浄水場作業手順書に加筆修正を行い、その都度貴県に報告するとともに、全面的な見直しを行った上で、再整備期間内の毎年12月末までに貴県に提出します。
- 豊橋浄水場運転マニュアル等以外で、事業者が浄水場の運転管理に必要な豊橋浄水場作業手順書等を作成した場合の取扱いも同様とします。
- 豊橋浄水場運転マニュアル等の著作権は貴県に帰属するものとします。
- 貴県が毎年度末に行う水安全計画の修正に協力します。
- 豊橋浄水場運転マニュアル等以外で運転管理に関係があると認められる通知等についても、これに従って遂行します。

6) 開始前の引継ぎ

- 特定事業契約締結日の翌日から2026年3月31日までの間（以下「準備期間」という。）において、貴県が指定する者から必要な技術、技能の引継ぎを積極的に受け、運転管理、保守・点検、水質管理を誠実に履行できるように準備します。
- 貴県の了解を得た上で、前項の準備に必要な本業務の対象施設及び設備機械器具等について、その施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱います。
- 豊橋浄水場運転マニュアル等を貴県の承認を得ることで借用させていただきます。
- 準備期間に要する費用はSPCが負担します。

7) 運転管理業務の実施体制

- 運転管理、保守・点検、水質管理の実施にあたっては、以下に示す2名以上の体制で履行します。また、指定感染症等の罹患者の発生時にも、2名以上の体制を維持します。
- SPCと直接的な雇用関係にない者を配置することがあります。

(ア) 管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）

- 管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）は、運転管理、保守・点検、水質管理の履行に当たり、次の①～③のいずれかに該当し、責任者として、全体の把握及び従事者の指揮監督を行うとともに、貴県と密接に連絡をとり、相互に協力して運転管理、保守・点検、水質管理を確実かつ円滑に履行できる者を配置します。
 - 管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）は、運転管理、保守・点検、水質管理の実施期間においては、他の浄水場における運転管理業務委託とは兼任しません。
- ① 水道浄水施設管理技士（1級）の資格を有する者
 - ② 水道浄水施設管理技士（2級）の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称能力5万m³

／日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式）の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者。また、新施設の浄水処理方式として「膜ろ過方式」に切り替わった場合、水道浄水施設管理技士（2級）の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称能力1万m³／日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（膜ろ過方式）の運転管理業務についての2年以上の実務経験も有する者。なお、浄水場の運転管理業務の実務経験とは、水量、水圧、水質、薬品及び施設管理も含め、浄水施設を安全かつ正常に運転する業務に従事した経験をいいます（以下同じ）。

- ③ 電気事業法に規定する電気主任技術者の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称能力5万m³／日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式）の運転管理業務について5年以上の実務経験を有する者。また、新施設の浄水処理方式として「膜ろ過方式」に切り替わった場合、電気事業法に規定する電気主任技術者の資格を有する者で、かつ、新施設の浄水処理方式が「膜ろ過方式」の場合には、過去15年間に公称能力1万m³／日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（膜ろ過方式）の運転管理業務についての5年以上の実務経験も有する者。

（イ）主任技術者（豊橋浄水場運転管理等）

- 主任技術者（豊橋浄水場運転管理等）については、次の①～③のいずれかに該当し、管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）の補佐及び必要により代行ができ、副責任者としての確かな判断ができる者を配置します。主任技術者（豊橋浄水場運転管理等）は、運転管理、保守・点検、水質管理の実施期間においては、他の浄水場等における運転管理業務委託とは兼任をしません。

- ① 水道浄水施設管理技士（1級又は2級）の資格を有する者
- ② 水道浄水施設管理技士（3級以上）又は電気主任技術者（第三種以上）の資格を有する者で、かつ、公称能力5万m³／日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（表流水取水で高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式）の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者。また、新施設の浄水処理方式として「膜ろ過方式」に切り替わった場合、公称能力1万m³／日以上の水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（膜ろ過方式）の運転管理業務についての2年以上の実務経験も有する者を配置し直すことができる。

（ウ）従事者（豊橋浄水場運転管理等）

- 従事者（豊橋浄水場運転管理等）については、次の①～③のいずれにも該当し、管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）の指揮監督のもとに運転管理、保守・点検、水質管理を確実に円滑に履行できる者を配置します。
- ① 学校教育法による高等学校卒業以上の学歴を有する者又は県が同等以上の知識及び経験を有すると認める者
- ② 次のいずれかに該当する者

- a) 水道浄水施設管理技士（３級以上）の資格を有する者
- b) 水処理に関する知識に精通し、水道事業又は水道用水供給事業の浄水場の運転管理業務について３年以上の実務経験を有する者
- c) 電気主任技術者（第三種以上）、電気工事士（第一種以上）、陸上特殊無線技士（第２級以上）、危険物取扱者（甲又は乙種第４類以上）、公害防止管理者（水質２種以上）、ビル設備管理技能士（２級以上）又はエネルギー管理士のうちいずれかの資格を有する者
- d) コンピューターに関する知識に精通し、情報処理に関する専門業務について３年以上の実務経験を有する者
- e) 貴県が a から d までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

- 従事者を両浄水場でローテーション勤務させ、施設や季節特性を把握した状態とします。
- 従事者を水質管理と運転管理の両方に従事させ、水質試験から運転監視・操作まで幅広い業務に対応可能な技術者を育成します。

8) 履行態様及び手続き

- 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に際し、以下に定める事項に留意します。
- 特定事業契約の定めによる場合のほか、運転管理、保守・点検、水質管理を中断することなく履行します。
- 運転管理体制については、前項のとおりとしますが、原水が平常時と異なる場合（濁度異常、臭気異常、油の流入等）において、その予知、判断、対応準備、処置及び終息時の対応については、体制に十分配慮します。
- 運転管理、保守・点検、水質管理の履行状況について、貴県が行うモニタリングに協力します。
- 貴県が実施する維持管理等に当たり、通常の運転と異なる運転が必要な場合においても、貴県と打合せを行い協力します。

9) 指示、協議及び報告の手続き

- 運転管理、保守・点検、水質管理に関する指示、協議及び報告については、貴県及び SPC の間で定期及び臨時に行うものとし、合議内容については、管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）がその責において主任技術者（豊橋浄水場運転管理等）及び従事者（豊橋浄水場運転管理等）に伝達します。

10) 緊急事態の対応

- 天変地異等、火災、落雷、水質事故、施設の故障その他の事故により、運転管理に関する基準に適合し得ない状況となった場合、又はそのおそれのある場合等の緊急事態には、応急措置に努めるとともに、原則、管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）又は主任技術者（豊橋浄水場運転管理等）は速やかに現場に参集するとともに、必要な従事者（豊橋浄水場運転管理等）を非常招集させます。
- 緊急事態の状況及び応急措置について速やかに貴県に報告し、確認を受けるものとし、貴県が対応について指示した場合には、貴県の指示に従い、運転方法の変更や、その他の措置を行います。
- 緊急事態において、SPC が自らの判断で災害防止等のための応急措置を行った際、この措置に伴う結果と費用についての責任は、貴県が負います。ただし、SPC の過失に起因して損害が発生した場合は、SPC が責任を負います。
- SPC は緊急事態の対応マニュアルを運転管理、保守・点検、水質管理の開始までに作成し、貴県に提出するものとし、加筆修正した場合は、その都度貴県に報告します。
- 緊急事態対応マニュアルは、運転マニュアルに含める場合もあります。

11) 浄水場水処理基準

- 水道法第4条に規定する水質基準を満足するため、貴県は各浄水処理工程における管理基準（以下「豊橋浄水場水処理基準」という。）を豊橋浄水場運転マニュアル等に定めています。
- 運転管理、保守・点検、水質管理の遂行にあたっては、次の各号に定める事項を遵守します。
 - ◇ 浄水処理工程の運転管理は、豊橋浄水場水処理基準を確保します。
 - ◇ 前号の基準を逸脱した場合、又はそのおそれのある場合は、適切な処置を実施するとともに、管理技術者（豊橋浄水場運転管理等）はこのことを速やかに貴県に報告します。
 - ◇ 前号の報告後、その原因、処置の方法及び結果等について、最終報告書を作成して貴県へ提出並びに必要な応じ豊橋浄水場運転マニュアル等の加筆修正を行います。

12) 施設の保全及び管理

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の保全及び管理について、次の各号に掲げる事項を遵守します。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な備品や及び消耗品並びに機器の軽微な修繕に必要な材料は、所定の規格に適合したものを使用します。

- ◇ SPC が持ち込む機器類に起因して発生する事故は、SPC の責任となります。

13) 日常水質試験

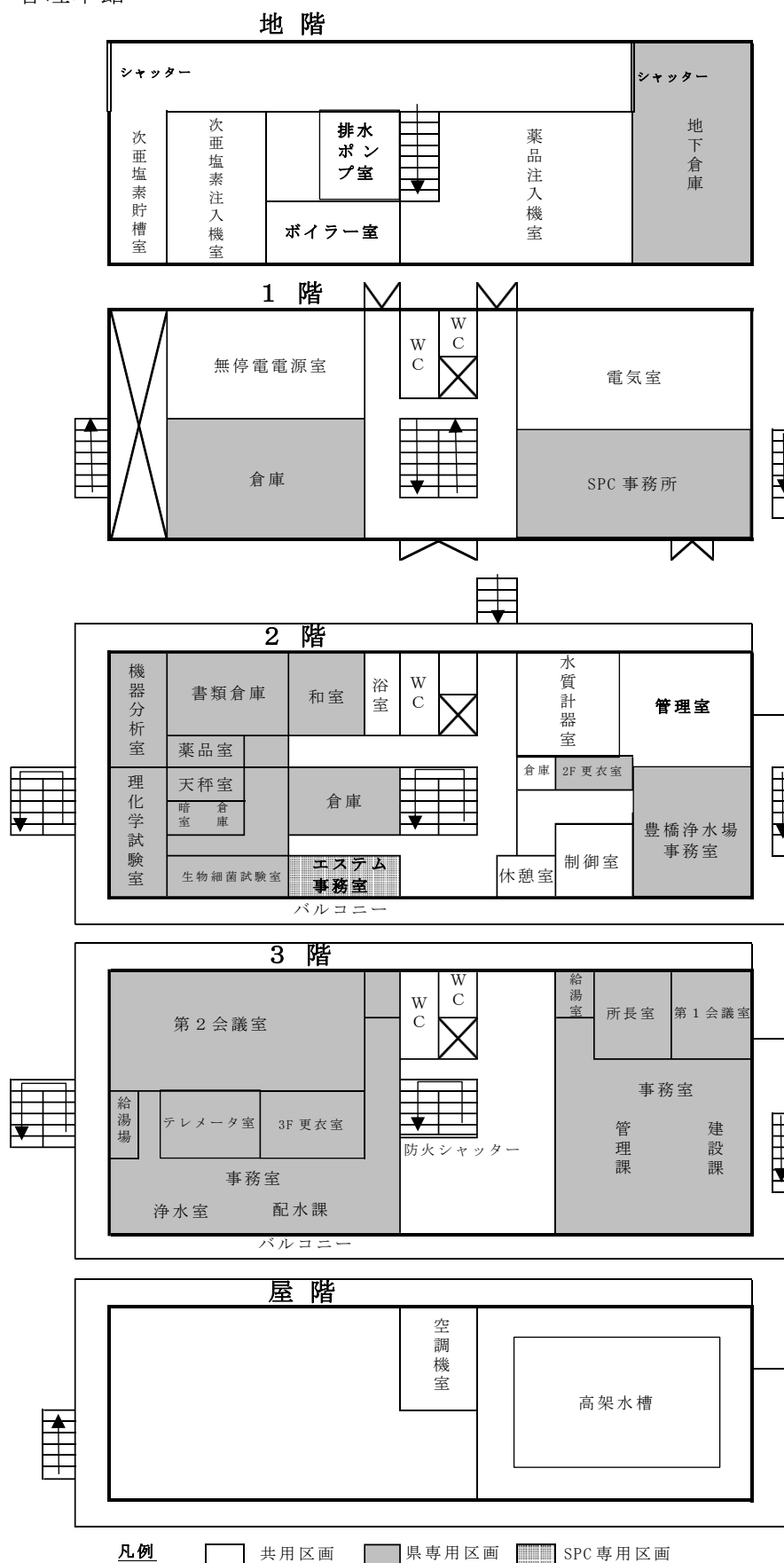
- 日常水質試験は、水質基準に関する環境省令に規定する環境大臣が定める方法等に基づき、貴県の所有する試薬及び試験器具により、SPC の責任において行います。

14) 施設の使用

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守します。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に際して必要となる事務室を所定の手続きをすることにより使用させていただきます。
 - ◇ SPC が使用することのできる事務室の位置は図表-3.2.3 に示すとおりです。
 - ◇ 図表-3.2.3 に示す施設区分図の区分に従い、貴県専用区画に無断に立ち入りません。ただし、火災等の緊急事態等、その対応を貴県と協議する時間的余裕が無い場合にあつては、SPC の判断により適切な応急措置を行い、事後速やかに貴県に報告します。
 - ◇ 図表-3.2.2 に示すとおり、運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な備品は自ら用意します。ただし、貴県が所有する物品について、貴県がその使用を認めたものについては SPC が使用させていただきます。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な自動車及び通勤に利用する自動車等の保管場所を、貴県の承認を得ることにより使用させていただきます。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に直接関わりのない物品を運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設に持ち込みません。また、電子データを含む県の物品を無断で持ち出しません。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な無い貴県の機器及び物品等にみだりに触れません。
 - ◇ 貴県のパソコンや制御機器のプログラムを無断で改変及び追加しません。

図表-3.2.3 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に際して事業者が使用することのできる事務室の位置

1. 管理本館



※令和 5 年度末時点で、豊橋浄水場内の管理本館を利用している東三河水道事務所は、令和 7 年度末に移転する予定であり、東三河水道事務所の移転後、上に示す「県専用区画」のうち、「豊橋浄水場事務室」「2F 更衣室」「書類倉庫」以外は、令和 8 年度からは「共用区画」となります。

2. 管理本館以外 豊橋浄水場敷地内（管理本館を除く。）は全て「共用区画」となる。

15) 対象施設の保安

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の保安について、次の各号に掲げる事項を遵守します。
 - ◇ 貴県に事前の届け出がなされていない従事者を運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設に入場させません。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の定められた場所以外で火気使用及び喫煙をしません。
 - ◇ 外部からの不審者の侵入があった場合、速やかに警察に通報するとともに、貴県に報告します。

16) 衛生管理

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設並びに従事者の衛生管理について、次の各号に掲げる事項を遵守します。
 - ◇ 水道水の汚染を防止するため、運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の環境の保持に努めます。
 - ◇ 水道法第 21 条第 1 項（水道法施行規則第 16 条）に規定される健康診断（検便）を実施し、その結果を速やかに貴県へ報告します。
 - ◇ 貴県が別途定める要領に基づき、必要に応じて臨時の健康診断（検便）を実施します。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者が厚生労働省健康局水道課長通知（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）に規定される病原体等に罹患した場合は、直ちにその者の出勤を停止し、必要な措置を講じます。
 - ◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定される指定感染症等に、運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者及び SPC の関係者等が罹患又は罹患の恐れがあると知り得た場合は貴県へ速やかに報告するとともに、必要に応じて医療機関での診断を受けます。
 - ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者本人及び同居家族等が指定感染症に罹患した場合は、直ちにその者の出勤を停止し、必要な措置を講じます。

17) 労働安全衛生

- 本事業期間を通じて、関係法令等を遵守し、労働安全衛生の確保に努めます。
- 安全巡視及び、運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者への安全衛生教育について、予め計画書を作成し貴県へ提出するとともに、実施状況を貴県へ年1回以上報告します。
- 貴県が実施する浄水場リスクアセスメント等の実施に協力します。

18) 廃棄物の処分

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設において、水質計器等の点検を行った結果、廃棄物が生じた場合には、その処分についてあらかじめ貴県の承諾を得ます。

3.3 豊橋浄水場運營業務

- 運営期間開始前 30 日前までに提出する中期事業計画書に計画を記載します。

4. 豊橋南部浄水場に関わる業務

4.1 豊橋南部浄水場運転管理業務

(1) 基本的な考え方

- 本業務は、豊橋南部浄水場、大清水取水場、及び万場調整池取水塔の運転管理業務を実施するものです。
- SPC が業務を実施する対象施設の詳細は別途提出している『豊橋南部浄水場運転管理業務計画書』のとおりとします。
- SPC は、本業務遂行上必要な対象施設及び設備機械器具等は無償で使用する際は、注意をもって取り扱います。

(2) 運転管理、保守・点検、水質管理

1) 内容

- 運転管理、保守・点検、水質管理にあたり、次の項目を実施します。
 - ◇ 河川等から取水した原水を愛知県工業用水道給水規程に定める水質に適合するように浄水処理し、貴県の工業用水の供給を受ける事業者が必要とする水量を供給するために本業務の対象施設の運転管理を行います。
 - ◇ SPC が運転管理・水質管理として実施する事項の詳細は、別途提出している『豊橋南部浄水場運転管理業務計画書』に記載のとおりです。保守・点検として実施する事項の詳細についても、別途提出している『豊橋南部浄水場運転管理業務計画書』に記載のとおりです。

2) 管理区分

- SPC が実施する事項と県が実施する事項との間の管理区分は、別途提出している豊橋南部浄水場運転管理業務に記載のとおりです。

3) 本項目に含まれない事項

- SPC が実施する運転管理、保守・点検、水質管理に含まれない事項は、図-4.1.1 のとおりとします。

図表-4.1.1 運転管理、保守・点検、水質管理に含まれない項目

- (1) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の受変電設備、自家発電設備、無線設備、消火・消防設備、浄化槽設備、クレーン設備、地下燃料タンク設備及び建築設備に関する法定点検業務
- (2) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の空調設備、薬注設備、計装設備、電気設備、自家発電設備、機械設備、流量計設備、電動弁、高感度濁度計及び広域送水監視制御システムに関する専門的な技能を必要とする点検業務
- (3) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の改良及び修繕工事
- (4) 運転管理、保守・点検、水質管理の対象となる施設の塗装工事

4) 事業者の費用負担

- 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に要する費用のうち、図-4.1.2 に掲げるものは SPC の負担で用意するものとします。

図表-4.1.2 SPC の負担で用意するもの

- (1) 事業者が専ら使用する什器、備品、事務機及び事務用消耗品
- (2) 報告及び記録用紙
- (3) 業務の履行に必要な安全対策器具類
- (4) 業務の履行に必要な車両及びその燃料費
- (5) 清掃用具及び清掃用品、衛生用品（石鹼、消毒液、救急用品）
- (6) 電話、ファックスの設置工事費及び維持費
ただし、緊急時には、電話、ファックス等は、貴県所有の機器を利用させていただきます。
- (7) 水質監視用金魚及び飼育に必要な餌、器具等
- (8) 日常巡視点検及び整備に関する業務に要する汎用工具類、汎用補修材料、計測機器、清掃用品及び備消耗品
ただし、水質試験に要する試薬及び試験機器・器具類及び消耗品は除きます。
- (9) 小修繕に関する業務に要する汎用工具類、汎用補修材料及び備消耗品

5) 運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画

- 豊橋南部浄水場運転マニュアル（豊橋南部浄水場維持管理指針）、作業手順書及び水安全計画（以下「豊橋南部浄水場運転マニュアル等」という。）は、本業務の対象施設の運転管理に関する詳細事項を記載したものであり、運転管理、保守・点検、水質管理の遂行にあたっては、原則としてこの豊橋南部浄水場運転マニュアル等によるものとします。
- 貴県から貸与を受けた豊橋南部浄水場運転マニュアル等の資料に加筆修正を行い、その都度貴県に報告するとともに、全面的な見直しを行った上で、本事業期間内の毎年 12 月末までに貴県に提出します。
- 豊橋南部浄水場運転マニュアル等以外で、SPC が浄水場の運転管理に必要な作業手順書等を作成した場合の取扱いも同様とします。
- 豊橋南部浄水場運転マニュアル等の著作権は貴県に帰属するものとします。
- 貴県が毎年度末に行う水安全計画の修正に協力します。
- 豊橋南部浄水場運転マニュアル等以外で運転管理に関係があると認められる通知等についても、これに従って遂行します。

6) 開始時の引継ぎ

- 準備期間において、貴県が指定する者から必要な技術、技能の引継ぎを積極的に受け、運転管理、保守・点検、水質管理を誠実に履行できるように準備します。
- 貴県の詳細を得た上で、前項の準備に必要な本業務の対象施設及び設備機械器具等について、その施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱います。
- 豊橋南部浄水場運転マニュアル等は、貴県の承認を得ることで借用することができます。
- 準備期間に要する費用は、SPC の負担とします。

7) 運転管理業務の実施体制

- 運転管理、保守・点検、水質管理の実施にあたっては、以下に示す昼間 3 名以上及び昼間時以外 2 名以上の体制で履行します。
- 指定感染症等の罹患者の発生時にも、2 名以上の体制を維持します。
- SPC と直接的な雇用関係にない者の配置も可能となります。

(ア) 管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）

- 管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）については、次の①～③のいずれかに該当し、責任者として全体の把握及び従事者の指揮監督を行うとともに、貴県と密接に連絡をとり、相互に協力して運転管理、保守・点検、水質管理を確実に円滑に履行できる者を配置します。

- 管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）は、運転管理、保守・点検、水質管理の実施期間においては、他の浄水場等における運転管理業務委託とは兼任しません。

- ① 水道浄水施設管理技士（1級）の資格を有する者
- ② 水道浄水施設管理技士（2級）の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称施設能力5万 m^3 /日以上水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（表流水取水で横流式又は高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式）の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者。なお、浄水場の運転管理業務の実務経験とは、水量、水圧、水質、薬品、及び施設管理も含め、浄水施設を安全かつ正常に運転する業務に従事した経験をいう（以下同じ）。
- ③ 電気事業法に規定する電気主任技術者の資格を有する者で、かつ、過去15年間に公称施設能力5万 m^3 /日以上水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（表流水取水で横流式又は高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式）の運転管理業務について5年以上の実務経験を有する者。

（イ）主任技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）

- 主任技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）については、次の①～②のいずれかに該当し、管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）の補佐及び必要により代行ができ、副責任者としての的確な判断ができる者を配置します。
- 主任技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）は、本業務の運転管理、保守・点検、水質管理の実施期間においては、他の浄水場等における運転管理業務委託とは兼任しません。

- ① 水道浄水施設管理技士（1級又は2級）の資格を有する者。
- ② 水道浄水施設管理技士（3級以上）又は電気主任技術者（第三種以上）の資格を有する者で、かつ、公称施設能力5万 m^3 /日以上水道事業又は水道用水供給事業の浄水場（表流水取水で横流式又は高速凝集沈でん方式かつ急速ろ過方式）の運転管理業務について2年以上の実務経験を有する者。

（ウ）従事者（豊橋南部浄水場運転管理等）

- 従事者（豊橋南部浄水場運転管理等）については、次の①～②のいずれにも該当し、管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）の指揮監督のもとに運転管理、保守・点検、水質管理を確実に円滑に履行できる者を配置します。

- ① 学校教育法による高等学校卒業以上の学歴を有する者又は貴県が同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

② 次のいずれかに該当する者。

- a) 水道浄水施設管理技士（３級以上）の資格を有する者。
- b) 水処理に関する知識に精通し、水道事業又は水道用水供給事業の浄水処理業務について３年以上の実務経験を有する者。
- c) 電気主任技術者（第三種以上）、電気工事士（第一種以上）、陸上特殊無線技士（第二級以上）、危険物取扱者（甲種又は乙種第４類）、公害防止管理者（水質２種以上）、ビル設備管理技能士（２級以上）又はエネルギー管理士のうちいずれかの資格を有する者。
- d) コンピューターに関する知識に精通し、情報処理に関する専門業務について３年以上の実務経験を有する者。
- e) 県が上記に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

- 再整備期間から従事者を両浄水場でローテーション勤務させ、施設や季節特性を把握した状態とします。
- 再整備期間から従事者を水質管理と運転管理の両方に従事させ、水質試験から運転監視・操作まで幅広い業務に対応可能な技術者を育成します。

8) 履行態様及び手続き

- 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に際し、以下に定める事項に留意します。
- 特定事業契約の定めによる場合のほか、運転管理、保守・点検、水質管理を中断することなく履行します。
- 運転管理体制については、前項のとおりとしますが、原水が平常時と異なる場合（濁度異常、臭気異常、油の流入等）において、その予知、判断、対応準備、処置及び終息時の対応については、体制に十分配慮します。
- 運転管理、保守・点検、水質管理の履行状況について、貴県が行うモニタリングに協力します。
- 浄水場設備の委託、修繕及び工事等において、新設備への切替時等通常の運転と異なる運転が必要な場合においても、貴県と打合せを行い協力します。

9) 指示、協議及び報告の手続き

- 運転管理、保守・点検、水質管理に関する指示、協議及び報告については、貴県及び SPC の間で定期及び臨時に行うものとし、合議内容については、管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）がその責において主任技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）及び従事者（豊橋南部浄水場運転管理等）に伝達します。

10) 緊急事態の対応

- 天変地異等による被災、又はそのおそれのある場合並びに火災、落雷、水質事故、施設の故障及びその他の事故により、運転管理に関する基準に適合し得ない状況となった場合、又はそのおそれのある場合等の緊急事態には、応急措置に努めるとともに、原則、管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）又は主任技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）は速やかに現場に参集するとともに、必要な従事者（豊橋南部浄水場運転管理等）を非常招集します。
- 緊急事態の状況及び応急措置について速やかに貴県に報告し、確認を受けるものとし、貴県が対応について指示した場合には、貴県の指示に従い、運転方法の変更や、その他の措置を行います。
- 緊急事態において、SPC が自らの判断で災害防止等のための応急措置を行うことを貴県は妨げないものとし、この措置に伴う結果と費用についての責任は、貴県が負うものとします。ただし、SPC の過失に起因して損害が発生した場合は、SPC が責任を負うものとします。
- SPC は緊急事態の対応マニュアルを運転管理、保守・点検、水質管理の開始までに作成し、貴県に提出するものとし、加筆修正した場合は、その都度貴県に報告します。
- 緊急事態対応マニュアルは、運転マニュアルに含める場合もあります。

11) 浄水場水処理基準

- 水道法第 4 条に規定する水質基準、及び愛知県工業用水道給水規程第 2 条に規定される水質基準を満足するため、各浄水処理工程における管理基準（以下「豊橋南部浄水場水処理基準」という。）豊橋南部浄水場運転マニュアル等は、貴県により定められます。
- 運転管理、保守・点検、水質管理の遂行にあたっては、次の事項を遵守します。
 - ✧ 各浄水処理工程の運転管理は、豊橋南部浄水場水処理基準を確保します。
 - ✧ 前号の基準を逸脱した場合、又はそのおそれのある場合は、適切な処置を実施するとともに、管理技術者（豊橋南部浄水場運転管理等）はこのことを速やかに貴県に報告します。
 - ✧ 前号の報告後、その原因、処置の方法及び結果等について、最終報告書を作成して貴県へ提出並びに豊橋南部浄水場運転マニュアル等の加筆修正を行います。

12) 施設の保全及び管理

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の保全及び管理について、次に掲げる事項を遵守します。

- ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な備品及び消耗品並びに機器の軽微な修繕に必要な材料は、所定の規格に適合したものを使用します。
- ◇ SPC が持ち込む機器類に起因して発生する事故は、SPC の責任とする。

13) 日常水質試験

- 日常水質試験は、水質基準に関する環境省令に規定する環境大臣が定める方法等、並びに工業用水道事業法施行令第 1 条の規定に基づき、貴県の所有する試薬及び試験器具により、SPC の責任において行うものとします。

14) 施設の使用

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守します。

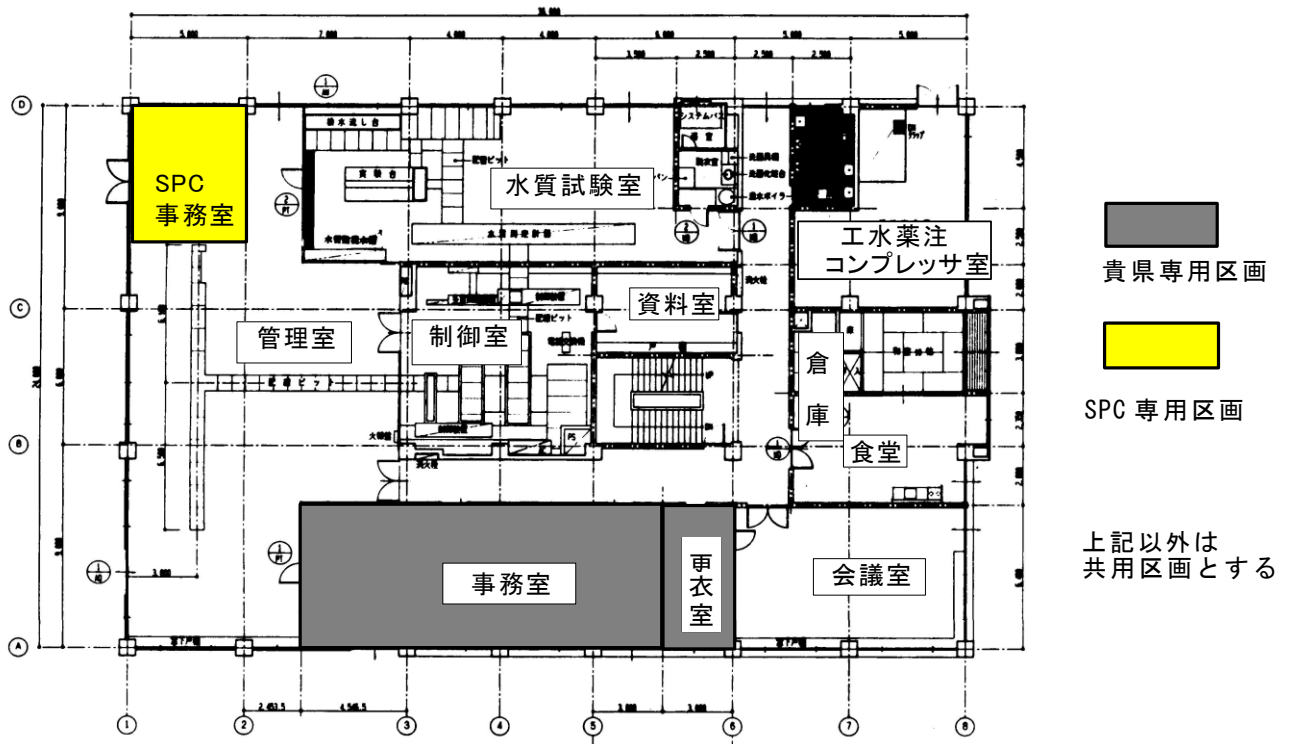
- ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に際して必要となる事務室を所定の手続きをすることにより使用できます。なお、事業者が使用することのできる事務室の位置は、図表-4.1.3 に示すとおりとします。

- ◇ 図表-4.1.3 に示す施設区分図の区分に従い、県専用区画に無断で立ち入りません。ただし、火災等の緊急事態等、その対応を貴県と協議する時間的余裕が無い場合にあっては、事業者の判断により適切な応急措置を行い、事後速やかに貴県に報告します。

図表-4.1.2 に示すとおり運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な備品は自ら用意します。ただし、貴県が所有する物品について、貴県がその使用を認めたものについては SPC が使用させていただきます。

- ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な自動車及び通勤に利用する自動車等の保管場所を、貴県の承認を得ることにより使用します。
- ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に直接関わりのない物品は、対象施設に持ち込みません。
- ◇ 電子データを含む貴県の物品は、無断で持ち出しません。
- ◇ 運転管理、保守・点検、水質管理の履行に必要な無い貴県の機器及び物品等は、触れません。
- ◇ 貴県のパソコンや制御機器のプログラムは、無断で改変及び追加しません。

図表-4.1.3 SPCが使用できる事務所の位置



15) 対象施設の保安

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設の保安について、次に掲げる事項を遵守します。
- 貴県に事前の届け出がなされていない従事者を対象施設に入場させません。
- 対象施設の定められた場所以外で火気使用及び喫煙をしません。
- 外部からの不審者の侵入があった場合、速やかに警察に通報するとともに、貴県に報告します。

16) 衛生管理

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設並びに従事者の衛生管理について、次に掲げる事項を遵守します。
- 水道水及び工業用水の汚染を防止するため、対象施設の環境の保持に努めます。
- 水道法第21条第1項（水道法施行規則第16条）に規定される健康診断（検便）を実施し、その結果を速やかに貴県へ報告します。
- 貴県が別途定める要領に基づき、必要に応じて臨時の健康診断（検便）を実施します。
- 運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者が厚生労働省健康局水道課長通知（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）に規定される病原体等に罹患した場合は、直ちにその者の出勤を停止し、必要な措置を講じます。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定される指定感染症等に、運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者及び SPC の関係者等が罹患又は罹患の恐れがあると知り得た場合は貴県へ速やかに報告するとともに、必要に応じて医療機関での診断を受けます。
- 運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者本人及び同居家族等が指定感染症に罹患した場合は、直ちにその者の出勤を停止し、必要な措置を講じます。

17) 労働安全衛生

- 本事業期間を通じて、関係法令等を遵守し、労働安全衛生の確保に努めます。
- 安全巡視及び運転管理、保守・点検、水質管理に従事する者への安全衛生教育について、予め計画書を作成し貴県へ提出するとともに、実施状況を貴県へ年 1 回以上報告します。
- 貴県が実施する浄水場リスクアセスメント等の実施に協力します。

18) 廃棄物の処分

- 運転管理、保守・点検、水質管理の対象施設において、別途提出している『豊橋南部浄水場運転管理業務計画書』に示す事項を実施した結果として廃棄物が生じた場合には、その処分についてあらかじめ貴県の承諾を得るものとします。

4.2 豊橋南部浄水場運営業務

- 運営期間開始前 30 日前までに提出する中期事業計画書に計画を記載します。

5. 場外管路に関わる業務

5.1 場外管路維持管理業務

(1) 基本的な考え方

- 本業務は、再整備期間において、場外管路（森岡第1導水管、森岡第2導水管、三ツ口導水管、豊橋南部第1導水管・豊橋南部第2導水管・豊橋南部第3導水管）を対象として実施する業務です。
- 場外管路の点検整備や管路用地の除草等を行い、事故の未然防止、並びに適切な施設管理を行うことを目的とします。
- 場外管路の機能保持の確認と事故の未然防止及び早期発見のため、施設の巡視及び点検を行うことを目的とします。
- 管路巡視、施設の巡視点検は毎月1回（年12回）、コンクリート構造物日常点検は構造物ごとに年2回（4月から9月・10月から3月の間で各1回、実施日は原則として貴県の閉庁日を除く平日昼間）、保守・点検は2年に1回実施します。
- 巡視、保守・点検の実施にあたって、特定事業契約締結後、速やかに計画書（巡視、保守・点検）を作成し、貴県に提出します。
- 巡視の実施にあたっては、毎月1回、巡視の実施前に貴県に工程表（巡視）を提出します。工程表の内容を変更する場合は、速やかにその旨を貴県に連絡します。

(2) 巡視

1) 管路巡視

- 業務内容については、別途提出している『場外管路維持管理業務計画書』に記載のとおりです。
- 点検は目視で行うこととし、必要に応じてたたき点検等も併せて実施します。また、点検項目は以下のとおりです。
 - ✧ ひび割れ、スケーリング、ポップアウト、浮き、剥離、ゲル、目地部損傷等の有無
 - ✧ 鋼材の露出、腐食、破断の有無
 - ✧ 漏水の有無
 - ✧ 補修跡の状況
 - ✧ その他

2) 実施体制

- 巡視の実施にあたっては、以下に示す2名以上の体制で実施します。
- SPCと直接的な雇用関係にない者を配置することもあります。

(ア)管理技術者（巡視）

- ◇ 管理技術者（巡視）は、過去 10 年以内の水道管の点検業務の実務経験又は施工管理技士（2 級以上）若しくはこれに相当する資格を有するものとし、巡視の履行に当たり、実務経験を示す経歴書又は資格を保有していることを示す証明書を提出します。

(イ)従事者（巡視）

- ◇ 巡視の主たる従事者は、次に掲げる資格要件を全て満たすものとします。
- ◇ 普通自動車の運転免許を有する者
- ◇ 過去に企業庁の発注する配管工事、あるいは管路施設点検業務委託に従事した経験、又は過去に水道事業に従事していた経験を有する者

3) 打合せ

- 巡視点検の内容、実施及び報告等について、月 1 回貴県と打ち合わせを行います。必要に応じ、貴県から巡視に関する情報を連絡いただきます。

4) 貸与品

- 貴県より貸与された巡視の実施に必要な以下の資料及び物品は、作業が終了した場合は、速やかに返却します。また、貸与品の複製はしません。
- ◇ 管路図（1 万分の 1）
- ◇ 施設の完了図（A3 縮小版）
- ◇ 施設の鍵

5) 施設の使用

- 巡視の遂行に必要な施設内の水道、電気等は無償で使用いたしますが、計測機器等へ影響が出る場合があるため、事前に貴県に連絡します。

6) 巡視点検の結果報告

- 当月の巡視が完了した時は、速やかに次の成果物を貴県に提出します。管路巡視報告書及び施設点検結果表の様式については、次頁に示します。
- ◇ 管路巡視報告書
- ◇ 施設点検結果表
- ◇ 写真（履行状況、異常か所、近接工事状況）

管路巡視報告書

巡視年月日	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	天候			
巡視者氏名					
巡視管路名					
項目	点検内容	実施	異常の有 無		状況・措置等
管路	1. 漏水		有	無	
	2. 管路上又は近接道路の陥没・沈下		有	無	
	3. 管路上又は近接地で施工されている他工事等の影響		有	無	
	4. 管路布設区域での用地不法使用及び環境等の変化		有	無	
	5. 管路台帳図と現地との相違		有	無	
弁室	1. 弁室の損傷・沈下及び鉄蓋の破損・がた		有	無	
	2. マンホールからの漏水、周辺の水じみ		有	無	
	3. 舗装工事等による嵩上げ・切り下げの必要性		有	無	
	4. 管路台帳図と現地との相違		有	無	
施設	1. 施設構造物の状況・外観		有	無	

令和

年度

施設点検結果表（サージタンク）

月		日	／	／	／
担 当 者					
時		刻	:	:	:
施設 状況	本体の外観		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	フェンス、手すり		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	その他施設		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
記 事					

施設点検結果表（コンクリート構造物）

点 検 日
 点 検 者 氏 名
 (業 者 名)

施設名称		竣工図の有無 竣工年度		
種別	点検項目		異常の有無	異常の部位・状況
水槽外部	コンクリート	ジャンカ、コールドジョイント	☐ 無 ☐ 有	
		ひび割れ	☐ 無 ☐ 有	
		浮き、剥離	☐ 無 ☐ 有	
		錆汁、エフロレッセンス	☐ 無 ☐ 有	
		鉄筋露出、鉄筋腐食	☐ 無 ☐ 有	
		漏水	☐ 無 ☐ 有	
		沈下、変形	☐ 無 ☐ 有	
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有	
	付属設備	管・バルブ類の腐食、変形	☐ 無 ☐ 有	
		タラップの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有	
		手すりの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有	
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有	
水槽内部	コンクリート	ジャンカ、コールドジョイント	☐ 無 ☐ 有	
		ひび割れ	☐ 無 ☐ 有	
		浮き、剥離	☐ 無 ☐ 有	
		錆汁、エフロレッセンス	☐ 無 ☐ 有	
		鉄筋露出、鉄筋腐食	☐ 無 ☐ 有	
		漏水	☐ 無 ☐ 有	
		沈下、変形	☐ 無 ☐ 有	
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有	
	防水塗装	ひび割れ	☐ 無 ☐ 有	
		浮き、剥離	☐ 無 ☐ 有	
		表面劣化	☐ 無 ☐ 有	
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有	
	付属設備	管・バルブ類の腐食、変形	☐ 無 ☐ 有	
		タラップの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有	
		手すりの腐食、変形	☐ 無 ☐ 有	
		その他（ ）	☐ 無 ☐ 有	
管理用地	施錠状態	☐ 無 ☐ 有		
	門扉・フェンス	☐ 無 ☐ 有		
	樹木・植栽・除草	☐ 無 ☐ 有		
	舗装・法面・排水設備（側溝等）	☐ 無 ☐ 有		
	清掃・片付け状況	☐ 無 ☐ 有		
	不法投棄・不法占用	☐ 無 ☐ 有		
	その他（ ）	☐ 無 ☐ 有		
【特記事項】				
		まとめ		備考
		異常の有無 無 ・ 有		
		対応 否 ・ 経過観察 ・ 要		

7) 異常時の対応

- 巡視点検中に施設の異常を発見した場合は、直ちに貴県に報告し、指示を受けます。
- 第三者に影響をおよぼす恐れがある場合、又は交通に支障がある場合は安全確保を優先し、直ちに携行する保安器材により、応急の安全対策を実施します。この場合、SPC が実施した措置については、貴県の指示があったものとします。

8) 携行すべき器材等

- デジタルカメラ、携帯電話
- 水質測定器（残留塩素計、pH 計、濁度計）
- マンホールキー、バルブキー
- 酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、送風機
- 巻尺、スプレー等計測器具
- ヘルメット、トラ柵、セーフティコーン、赤色灯、懐中電灯等保安器材
- スコップ、つるはし、鎌、バール、スパナ、ドライバ、ハンマー等工具
- 前回の巡視報告書、各施設点検結果表
- その他必要な器材

9) 身分証明書

- 貴県より貸与される身分証明書（顔写真付）を常に携帯し、関係する自治体の水道職員や工業用水道受水事業所関係者等第三者から身分の確認を求められた場合は、遅滞なく提示します。
- 貸与された身分証明書は巡視の終了後、速やかに貴県に返却します。

10) 安全確認

- 弁室及び地下ピットに入る場合は、事前に酸素濃度及び有毒ガス等を測定します。
- 測定の結果、酸素濃度 18%未満及び有毒ガスが確認された場合は、送風機等で換気を行い、安全を確認した上で巡視を行います。
- 巡視及び点検後には、施設の施錠を確実にを行います。

11) 禁止事項

- 機器及び弁类等設備の操作（貴県の承諾を得た場合のみ操作可）
- 県、市及び受水事業所施設内での火気の使用及び喫煙
- 県、市及び受水事業所施設内での用便

(3) 保守・点検

1) 管路施設保守点検

- 本事業の対象となる場外管路等施設の点検整備を行い、事故の未然防止、並びに適切な施設管理を行います。

- ✧ 室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁 ブロック室付制水弁における制水弁本体、室、及び筐
- ✧ ブロック室付人孔及びブロック室付空気弁における人孔、空気弁、消火栓の本体、室及び筐

a) 点検作業内容

- ✧ 点検作業の内容は、別途提出している『場外管路維持管理業務計画書』に示すとおりとし、これに必要な消耗品及び軽微な修繕（材料費及び労務費等一切の費用）は SPC の負担で実施します。

b) 劇毒物等による汚染防止

- ✧ 作業に際して劇毒物類、油類、汚水等による汚染のないように充分注意します。

c) 作業中の故障、事故

- ✧ 作業中に事業者の故意又は過失により故障、事故が発生した場合は、貴県に速やかにその状況を報告するとともに、SPC の責任において復旧します。
- ✧ 復旧に伴う費用は、SPC の負担とします。

d) 点検記録表の提出

- ✧ 常に作業記録簿を整理し、貴県の指示に基づいて点検記録表を提出します。

e) 検査

- ✧ 作業中適宜検査を受け、不良か所については手直しの上再検査を受けます。

f) 酸素濃度の測定

- ✧ 作業の実施にあたっては、事前に室内の酸素濃度及び有毒ガス等を有資格者の指示により測定し、異常が認められる場合は、換気等の措置を行い、安全を確認した後でなければ室内に入りません。
- ✧ ブロック室については、上・底 2 点、室付制水弁は、上・中・底の 3 点について測定を実施します。

g) 弁番号の表示

- ✧ 作業完了後、弁筐縁石コンクリート又は道路面に弁番号を油性ペイント（白色）で表示します。

h) 道路使用許可

- ✧ 供用中の道路に係る管路点検等の施工に当たっては、交通の安全について、道路管理者及び所轄警察署との打合せを行うとともに、必要な手続きを行います。
- ✧ 許可証の写しは、貴県に提出します。

i) その他

- ✧ 点検の実施期間中に漏水又は不測の事故が発生した場合は、直ちに貴県に報告し、保安設備等、事故発生現場の安全対策を施し、応急措置を講じます。
- ✧ 作業完了後速やかに貴県と協議のうえ必要な処置について指示を受けます。
- ✧ この場合の費用については、別途協議とします。
- ✧ 双口空気弁の大口排気側カバーの塗装を白ペンキにて行います。
- ✧ 大型弁筐の表面が樹脂塗装(青色)されたものは、清掃時に塗装色を損なうことのないよう清掃します。
- ✧ 消火栓付空気弁は、応急給水施設を兼ねているため、空気弁分解清掃後に給水栓のキャップを取り、少し水を流し清掃確認します。
- ✧ 点検写真は、路線毎に整理します。
- ✧ 要求水準書に明示のない細部の事項については貴県と協議し、その指示に従います。

2) 管路用地除草

- 導水管路等の用地については、7月と10月の2回除草作業を実施します。
- 除草面積は約420㎡ですが、除草を実施する具体的な範囲については、本事業期間中に貴県より示されます。
- 貴県が貸与する作業記録簿に作業の結果を記録します。

a) 作業内容

- ✧ 除草作業においては、刈残しがないよう十分注意して施工します。
- ✧ 一般通行者及び車両等の交通の障害とならないよう注意するとともに、危険防止に努めます。
- ✧ 除草に先立ち、あらかじめ雑物等を取除き、危険のないよう注意します。

- ◇ 肩掛型草刈機を使用する場合の刈取高は、5cm 以下を目安として施工します。
- ◇ 刈草の長さは搬出先処理施設の受入基準に従います。
- ◇ 刈草等は熊手等を使用して極力残らないように収集し、該当する各市町の公共処分施設に運搬・処分します。
- ◇ 除草範囲内にある用地杭を確認し、折れや欠損がある場合は貴県に報告します。

b) 既設物の保護

- ◇ 作業にかかる既設物に対し、必要に応じた適当な防護を施工するとともに損傷を与えないようにします。
- ◇ 万一損傷を与えた場合は、貴県並びに関係各者に遅滞なく報告し、その復旧は SPC の負担で実施します。

(4) 更新計画案策定

- 場外管路の更新にあたって、老朽化対策を目的として、運営期間中に更新が必要な管路の更新計画案を策定します。
- 実施する業務の詳細については、更新計画案策定業務（既存施設）に準ずるものとします。
- 更新の実施に当たり布設替えを想定する管路については、以下の手順に基づき配管ルートを検討や概略工法検討等を実施します。

1) 計画書の作成

- ◇ 更新計画案を策定するにあたって、その計画を更新計画案策定計画書として取りまとめ、調査に着手するまでに提出します。

2) 調査

- ◇ 都市計画図、土地計画図、他工事情報、地下埋設物、支障物件等、必要な資料の収集及び整理を行います。

3) 現地踏査

- ◇ 設計の実施に先立って、現地踏査を実施し、地勢、土地利用、道路・河川・水路の状況等現地を十分に把握します。

4) 地下埋設物調査

- ◇ 設計対象区域について、水道、下水道、農業用水道、ガス、電気、電話等地

下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認します。

5) 公私道調査

✧ 設計対象区域の道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認します。

6) 設計計画

✧ 配管ルートを検討は、複数候補より上記 2) から 5) の調査結果を基に効率的かつ経済的で施工可能な最適ルート及び工法選定を行います。

7) 流量断面計算

✧ 6) により計画したルートについて水理計算を行い、各供給点への給水に支障の無いよう管路口径を選定していきます。

8) 概略工法検討

✧ 6) により計画したルートに 7) にて選定した管路口径を布設するための工法について検討するものです。

9) 図面作成

✧ 区画割平面図、縦断図、地下埋設物調査図、公私道調査図及びその他必要とする図面を作成します。

10) 成果品作成

✧ 上記 1) ～9) の成果を取りまとめ、運営開始予定日を含む事業年度の前々事業年度末までに、貴県の承認を得たうえで、更新計画案として提出します。

5.2 場外管路運営業務

➤ 運営期間開始前 30 日前までに提出する中期事業計画書に計画を記載します。

6. 小鷹野浄水場に関わる業務

6.1 関連施設業務

(1) 基本的な考え方

- 豊橋浄水場に隣接する小鷹野浄水場に関係する以下の事項について、統括運營業務、豊橋浄水場に関わる業務の一環として、実施します。
- 以下の事項の実施にあたっては、豊橋市との連携が不可欠となるが、SPC に対する指示、承諾又は協議の職務等は、豊橋市ではなく、貴県が務めます。
- 貴県はこれらの職務を実施するにあたっては、市と随時調整を行うこととし、SPC から提出された書類等は市と共有する。書類等の豊橋市との共有にあたって、必要な作業が生じる場合には、これに協力します。
- 本計画書対象期間において、再整備期間中に調整及び協力できる業務は、貴県との情報共有を密に行い、事業を進捗します。

7. 任意事業

7.1 任意提案業務、任意委託業務

- 本計画書対象期間は、以下に提案している事業について貴県と協議を進めます。
 - ◇ 豊橋浄水場に太陽光発電設備を設置
 - ◇ 豊橋浄水場に小水力発電設備を設置
 - ◇ 唐沢池にため池ソーラー（水上太陽光発電システム）を設置
 - ◇ 豊橋南部浄水場に太陽光発電設備を設置